

036037-000-1

特14-160

新刑法顧問

法律研究会／編

M42

BBP-0665



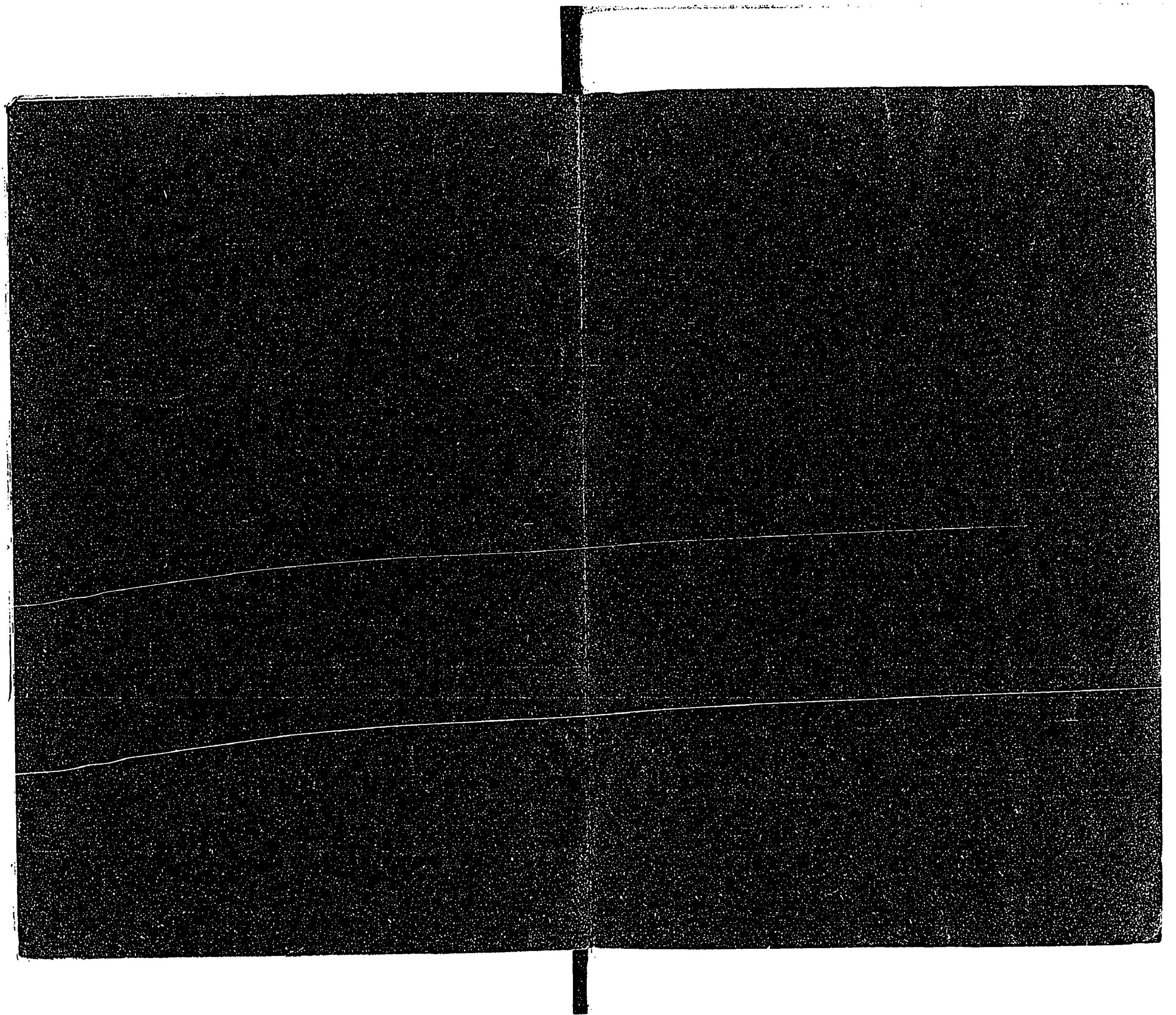
六位勳六等
讚井逸三君校訂
法律研究会編纂

259
75

問答
講義
新刑法顧問

刑法施行法
監獄法
監獄法施行規則
警察犯諸罰令

大阪 名倉昭文館發行



六位勳六等

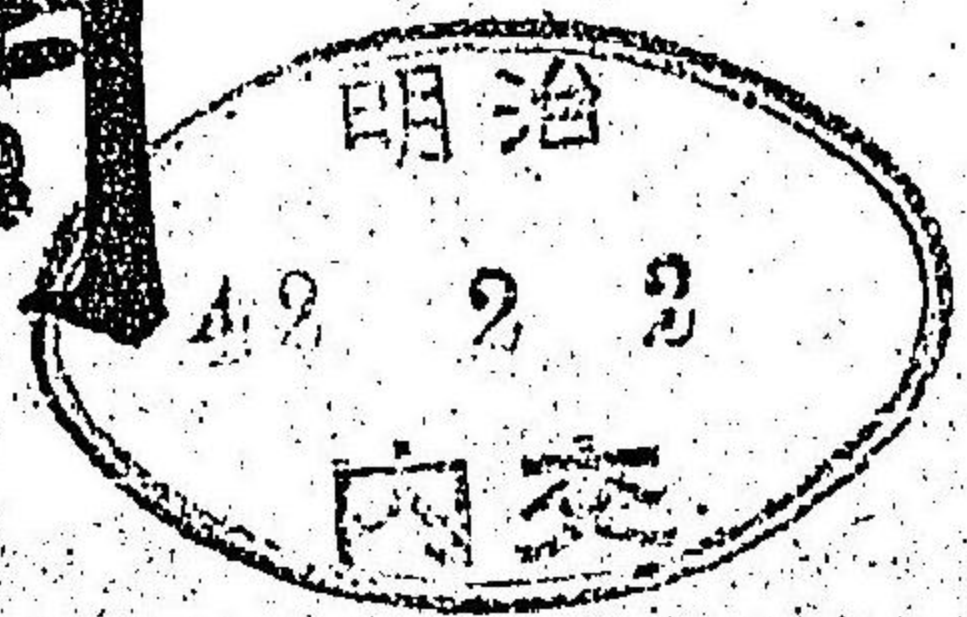
讚井逸三君校訂

法律研究會編纂

問答 新刑法顧問 講義

刑法施行法 監獄法 警察犯諸罰令

大阪 名倉昭文館發行



特刊
160

目次

刑法

第一編 總則	一
第一章 法例	一
第二章 刑	十五
第三章 期間計算	二十八
第四章 刑ノ執行猶豫	三十
第五章 假出獄	三十四
第六章 時効	三十七
第七章 犯罪ノ不成立及ヒ刑ノ減免	四十一
第八章 未遂罪	五十一

◎目次

第九章 併合罪……………五十二

第十章 累犯……………六十二

第十一章 共犯……………六十五

第十二章 酌量減輕……………六十九

第十三章 加減例……………七十

第二編 罪……………七十四

第一章 皇室ニ對スル罪……………七十四

第二章 内亂ニ關スル罪……………七十六

第三章 外患ニ關スル罪……………八十

第四章 國交ニ關スル罪……………八十五

第五章 公務ノ執行ヲ妨害スル罪……………八十九

第六章 逃走ノ罪……………九十

第七章 犯人藏匿及ヒ證憑湮滅ノ罪……………九十三

第八章 騷擾ノ罪……………九十七

第九章 放火及ヒ失火ノ罪……………九十九

第十章 溢水及ヒ水利ニ關スル罪……………百八

第十一章 往來ヲ妨害スル罪……………百十二

第十二章 住居ヲ侵スル罪……………百十七

第十三章 祕密ヲ侵スル罪……………百十九

第十四章 阿片煙ニ關スル罪……………百二十二

第十五章 飲料水ニ關スル罪……………百二十五

第十六章 通貨偽造ノ罪……………百二十八

第十七章 文書偽造ノ罪……………百三十二

第十八章 有價証券偽造ノ罪……………百四十二

第十九章 印章偽造ノ罪……………百四十四

第二十章 偽證ノ罪……………百四十八

第二十一章 誣告ノ罪……………百五十

第二十二章 猥褻、姦淫及ヒ重婚ノ罪……………百五十二

第二十三章 賭博及ヒ富籤ニ關スル罪……………百五十八

第二十四章 禮拜所及ヒ墳墓ニ關スル罪……………百六十

第二十五章 瀆職ノ罪……………百六十三

第二十六章 殺人ノ罪……………百六十九

第二十七章 傷害ノ罪……………百七十一

第二十八章 過失傷害ノ罪……………百七十五

第二十九章 墮胎ノ罪……………百七十六

第三十章 遺棄ノ罪……………百七十九

第三十一章 逮捕及ヒ監禁ノ罪……………百八十一

第三十二章 脅迫ノ罪……………百八十三

第三十三章 略取及ヒ誘拐ノ罪……………百八十五

第三十四章 名譽ニ對スル罪……………百九十一

第三十五章 信用及ヒ業務ニ對スル罪……………百九十三

第三十六章 竊盜及ヒ強盜ノ罪……………百九十四

第三十七章 詐欺及ヒ恐喝ノ罪……………二百二

第三十八章 横領ノ罪……………二百七

第三十九章 贓物ニ關スル罪…………… 二百九

第四十章 毀棄及ヒ隱匿ノ罪…………… 二百十一

警察犯處罰令…………… 二百十六

刑法施行法…………… 二百四十四

刑法施行前ニ公布シタル命令ニ關スル件…………… 二百六十三

特赦及減刑ニ關スル件…………… 二百六十四

假出獄取締細則…………… 二百六十六

假出獄及ヒ假出場ニ關スル取扱手續…………… 二百七十二

假出獄取締細則ニ依リ交附スベキ旅券及…………… 二百七十九

證明書雛形…………… 二百七十九

監獄作業規程…………… 二百八十八

監獄法

第一章 總則…………… 二百九十六

第二章 收監…………… 二百九十八

第三章 拘禁…………… 二百九十九

第四章 戒護…………… 三百

第五章 作業…………… 三百一

第六章 教誨及教育…………… 三百三

第七章 給養…………… 三百三

第八章 衛生及醫療…………… 三百四

第九章 接見及ヒ信書…………… 三百五

第十章 領置……………三百六

第十一章 賞罰……………三百八

第十二章 釋放……………三百十

第十三章 死亡……………三百十一

附則……………三百十二

監獄法施行規則

第一章 總則……………三百十三

第二章 收監……………三百十五

第三章 拘禁……………三百十八

第四章 戒護……………三百二十一

第五章 作業……………三百二十五

第六章 教誨及ヒ教育……………三百三十

第七章 給養……………三百三十一

第八章 衛生及ヒ醫療……………三百三十六

第九章 接見及ヒ信書……………三百三十九

第十章 領置……………三百四十三

第十一章 賞罰……………三百四十五

第十二章 釋放……………三百四十八

第十三章 死亡……………三百五十

附則……………三百五十二

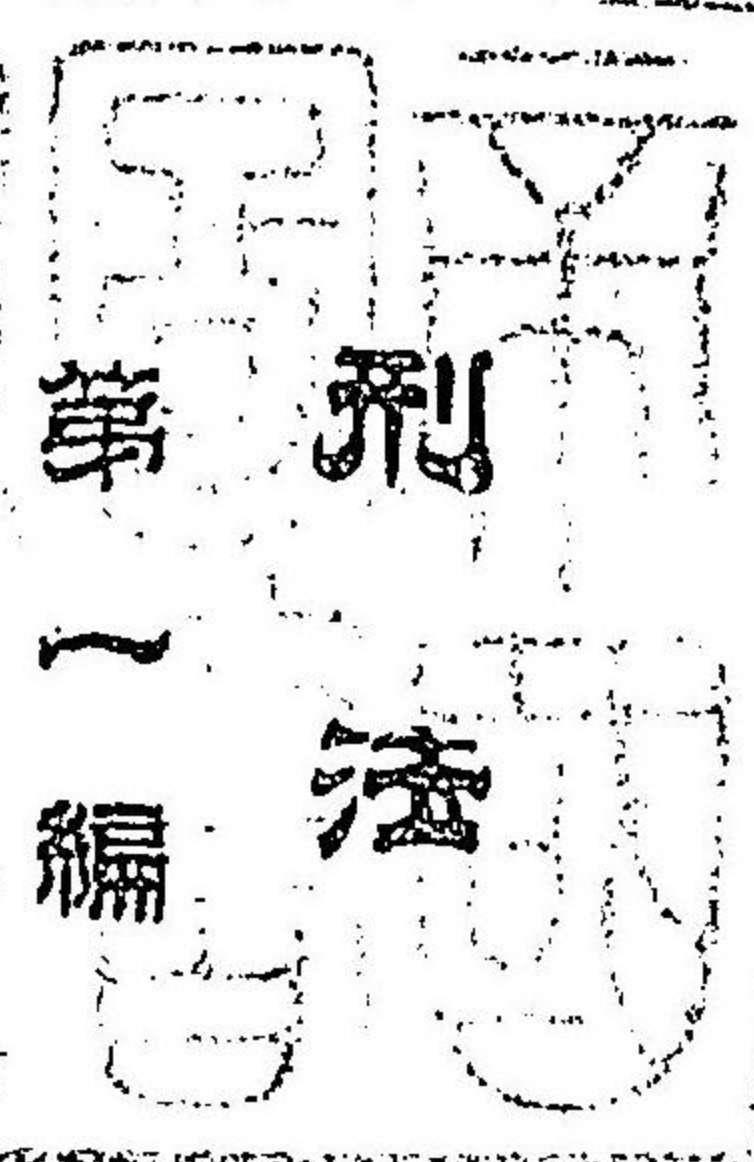
目次畢

中村 卷編
 應用數學 一週速成
 自在 洋紙 頗美 正價 金廿五錢
 文明の戦争は商業にあり其利を得る
 には算術の心算に勝るを得る
 あり算術の心算に勝るを得る
 も分るべきなり其利を得る
 減除の算術の心算に勝るを得る
 是非必用なるものでありす

久松 流定 天正 大初 直進
 松口 流定 天正 大初 直進
 久松 流定 天正 大初 直進
 松口 流定 天正 大初 直進
 久松 流定 天正 大初 直進
 松口 流定 天正 大初 直進
 久松 流定 天正 大初 直進
 松口 流定 天正 大初 直進

步兵須要
 護國會編纂
 四十二年式
 軍旗軍服記章徽章石版
 美麗摺十二頁入四六版洋綴頗
 美本全一冊紙頁四百五十頁 定價金
 三十錢郵税六錢
 本書ハ他二類書モ澤山アルガ弊館今般發行
 セル歩兵須要ハ他店ニテ未タ見ザル須要
 ノ事項ヲ悉ク深切ニ網羅シ其本文ノ傍
 ニ平易ノ語ヲ以テ解釋ヲ附シタレバ
 軍人諸君ノ非常ノ好評ヲ博シタ
 ル最新版ノ軍隊書テアル

問答新刑法顧問



第一編 總則
 (明治四十年四月
 法律第四十五號)

問 總則とは何でありますか。答 刑法で犯罪者を處分する引くるめての則です。それ
 を法例、刑、期間計算、刑ノ執行猶豫、假出獄、時効、犯罪ノ不成立及び刑ノ減免、
 未遂罪、併合罪、累犯、共犯、酌量減輕、加減例と、十三章にして規定したのであ
 ります。

第一章 法例

問 法例とは何の事を言ひますか。答 刑法を夫々犯した罪の輕重相當に當はめて用
 ゐる凡ての例であります。

◎第一編 總則 第一章 法例

第一條 本法ハ何人ヲ問ハズ帝國内ニ於テ罪ヲ犯シタル者ニ之ヲ適用ス

問 此條文は如何ですか。答 刑法は内國人でも外國人でも、誰でも構はず、日本帝國の内て罪を犯した者に當はめ用ゐて處刑すると定たのであります。

帝國外ニ在ル帝國船舶内ニ於テ罪ヲ犯シタル者ニ付キ亦同シ

問 此條文は如何ですか。答 これは此條第一項の例外を示したもので、日本國の領海以外の海上で、其の海上に在る船の中で罪を犯した者でも第二項と同じ處罰をするのです。問 領海とは。答 沿海三里以内の海です。

第二條 本法ハ何人ヲ問ハズ帝國外ニ於テ左ニ記載シタル罪ヲ犯シタル者ニ之ヲ適用ス

問 此條文は如何ですか。答 刑法は内國人でも外國人でも、誰でも構はず、日本帝國の外の外國で、左に記載した罪を犯した者に當はめ用ゐて處刑すると定めたのです。

一 第七十三條乃至第七十六條ノ罪

問 此條條の罪は如何な罪ですか。答 何れも 皇室に對する罪です。問 皇室とは。

答 天皇陛下の御家、天皇陛下を始めとして御家族、又其御親族の親王家、宮様方と其御家族方の事でありませす。問 其御方に對する罪とは。答 其御方に對して危害を加へたり無禮をしたりした罪であります。問 皇室の御方が外國へ行つて御座るときですか。答 左様です。

二 第七十七條乃至第七十九條ノ罪

問 此條條の罪は如何な罪ですか。答 内亂に關する罪であります。問 内亂に關するとは。答 これは内國人が、政府に對して謀反を起したり、内國人どうしが戦争を

したりして人民が安心して居られない騒動を起したことに關する罪であります。問 うすると外國に居る内國人でも外國人でも、日本の内亂になることを起したときの事ですか。答 外國に居る内國人でも日本の内亂が起る企圖したり用意をしたり、日本に居る騒動を起す者と組合つて騒動を起すことを爲たものであります。

三 第八十一條乃至第八十九條ノ罪

問 此箇條の罪は如何な罪ですか。答 外國に味方をして、自分の本國たる日本國を敵にして、滅相な日本に戦争を仕かけます罪であります。

四 第四百四十八條ノ罪及び其未遂罪

問 此箇條の罪は如何な罪ですか。答 第四百四十八條の罪は通貨偽造の罪で、其未遂罪とは此罪を犯さうとして未だ仕遂げない罪といふことです。問 通貨偽造とは。答 通用する貨幣のことで、金貨、銀貨、銅貨、紙幣、これらの何でも偽造をした事です。随分其身が外國に居て、さうして本國の通用貨幣を偽造するものがあから、其場合の犯罪を言つたものです。

五 第五百五十四條、第五百五十五條、第五百五十七條及び第五百五十八條ノ罪

問 此箇條の罪は如何な罪ですか。答 文書偽造の罪であります。問 偽造は腹をす

るといふ事は解つて居ますが、文書といふのは。答 すべて文章を書いた書類で、氏名を書いて印を押したのものや、又、圖や畫を偽造した罪であります。

六 第六十二條及び第六十三條ノ罪

問 此箇條の罪は如何な罪ですか。答 有價證券偽造の罪です。問 有價證券とは、答 價の有る證券類で、公債證書や、株券などのものであります。それを贋した罪であります。

七 第六十四條乃至第六十六條ノ罪及び第六十四條第二項、

第六十五條第二項、第六十六條第二項ノ未遂罪

問 此箇條は如何な罪ですか。答 印章偽造の罪です。問 印章とは。答 實印や役印などでそれを偽造した罪であります。

第三條 本法ハ帝國外ニ於テ左ニ記載シタル罪ヲ犯シタル帝國臣民ニ之ヲ適用ス

問 此條文は如何ですか。答 刑法は外國で左に記載せた罪を犯した日本臣民に限つて當はめ用ゐると定めたのであります。

一 第八八條第九條第一項ノ罪、第八八條、第九九條第一項ノ例

ニ依リ處斷ス可キ罪及ビ此等ノ罪ノ未遂罪

問 此箇條の罪は如何な罪ですか。答 放火と失火との罪です。問 例に依り處斷すべき罪とは。答 放火失火の罪で無くても、其例に依つて處斷るべき罪といふ事です。

二 第一百十九條ノ罪

問 此箇條の罪は如何な罪ですか。答 水を溢らしたり、水利を害したりする罪であります。

三 第一百五十九條乃至第六十一條ノ罪

問 此箇條の罪は如何な罪ですか。答 文書偽造の罪であります。

四 第六十七條ノ罪及ビ同條第二項ノ未遂罪

問 此箇條の罪は如何な罪ですか。答 印章偽造の罪であります。

五 第七十六條乃至第七十九條、第八十一條及ビ第八十四條ノ罪

問 此箇條の罪は如何な罪ですか。答 猥褻、姦淫及ビ重婚の罪であります。問 猥褻とは。答 いやらしい事を爲かけたり、又いやらしい事を人に見せるのです。問

婚淫とは、答 結婚しない男女が不正の色事をする事です。問 重婚とは。答 戸籍上に配偶者があるのに、又別に配偶者を持つことです。問 それでは妻があるのに、

内證で妾を圍つて置くのは如何ですか。答 妾は構ひませんが、戸籍をごまかして、

本妻を二人以上持つのが重婚であります。

六 第九十九條、第二百條ノ罪及ビ其未遂罪

問 此箇條は如何な罪ですか。答 人殺しの罪であります。

七 第二百四條及ビ第二百五條ノ罪

問 此箇條は如何な罪ですか。答 人を傷つけたり、害する罪です。

八 第二百二十四條乃至第二百十六條ノ罪

問 此箇條の罪は如何な罪ですか。答 兒を下ろす墮胎の罪です。

九 第二百十八條ノ罪及ビ同條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル罪

ル罪

問 此箇條は如何な罪ですか。答 遺棄の罪です。問 遺棄とは。答 世話しなければ立たない者を、世話をせずに棄て置くことです。問 因て人を死傷に致したる罪とは。答 これは世話しなければ立行かない者を棄て、置いて、此罪を犯した上に、これに因つて棄てられて居る者を、死なしたり、傷つかしたりした罪であります。詳しくいことは後の第二百十八條のところを見なさい。

十 第二百二十條及ビ第二百二十一條ノ罪

問 此箇條は如何な罪ですか。答 逮捕及び監禁の罪です。問 逮捕とは。答 これ

は人を追ひ詰めて引つ捕へるのです。問 監禁とは。答 室の内に押し込めて置くこととです。押込められて居る者に自由を與へないのです。

十一 第二百二十四條乃至第二百二十八條ノ罪

問 此箇條は如何な罪ですか。答 略取及び誘拐の罪です。問 略取とは。答 人を連れて退いて取ることです。問 誘拐とは。答 句引かして遠いところへ連れて行くことです。

十二 第二百三十條ノ罪

問 此箇條は如何な罪ですか。答 名譽に對する罪であります。問 名譽に對する罪とは。答 人に惡名を附けて、其人を誹つて、名譽を損じる罪といふことです。

十三 第二百三十五條、第二百三十六條、第二百三十八條乃至第二百四十一條及ビ第二百四十三條ノ罪

問 此箇條は如何な罪ですか。答 竊盜及び強盜の罪です。

◎第一編 總則 第一章 法例

九

十四 第二百四十六條乃至第二百五十條ノ罪

問 此箇條は如何な罪ですか。答 詐欺及び恐喝の罪です。問 詐欺は欺すこと。騙詐をすることは解つて居ますが、恐喝といふ事は如何する事ですか。答 おどして、怖がらすことです。

十五 第二百五十三條ノ罪

問 此箇條は如何な罪ですか。答 横領の罪です。問 横領とは。答 横取するのです。

十六 第二百五十六條第二項ノ罪

問 此箇條は如何な罪ですか。答 贓物に關する罪です。問 贓物とは。答 盗人が盗んだ品物です。それを世話して賣つてやつたり、預つて隠して置いてやつたりすることにも之に關係であります。

帝國外ニ於テ帝國臣民ニ對シ前項ノ罪ヲ犯シタル外國人ニ付キ亦同シ

問 此第二項は如何ですか。答 日本帝國の外なる外國で、日本の人民に對して、前にいろいろ記した罪を犯した外國人も、日本人と同じく刑法を當はめ用ゐて處刑すると定めたのであります。

第四條 本法ハ帝國外ニ於テ左ニ記載シタル罪ヲ犯シタル帝國ノ公務員ニ之ヲ適用ス

問 此條は如何ですか。答 刑法は、外國で左に記載せた罪を犯した日本の公務員に當はめ用ゐて處刑すると定めたのであります。

一 第一百一條ノ罪及ビ其未遂罪

問 此箇條は如何な罪ですか。答 逃走の罪です。問 逃走とは。答 犯罪があつて捕へられて居るのを逃げるのです。

二 第一百五十六條ノ罪

問 此箇條は如何な罪ですか。答 文書偽造の罪です。

三 第九十三條、第九十五條第二項、第九十七條ノ罪及ビ第
百九十五條第二項ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル罪

問 此箇條の罪は如何な罪ですか。答 瀆職の罪です。問 瀆職とは。答 役向を汚
すこと、賄賂を取つて人に不當なことを遂げさせたりする事でありませぬ。

第五條 外國ニ於テ確定裁判ヲ受ケタル者ト雖モ同一行為ニ付キ更
ニ處罰スルコトヲ妨グス但犯人既ニ外國ニ於テ言渡サレタル刑ノ
全部又ハ一部ノ執行ヲ受ケタルトキハ刑ノ執行ヲ減輕又ハ免除ス
ルコトヲ得

問 此條は如何ですか。答 これは日本人が外國で罪を犯して、一旦外國の裁判所で
確定裁判を受けた者でも、日本では全く済んだこと、せずに、同じ一つの犯罪の行為
に付いて、更に處罰をしても構はないのである、けれども決して二重に處罰するので
は無く、犯罪人が既に外國で言渡された刑の全部の執行を受け、又は一部の刑の執

行を受けたときには、日本の裁判所で今一回調べて、刑の執行を軽くすることゝあれ
ば、又は全部既に済んだこと、して免除することが出来ると定められたのです。

第六條 犯罪後ノ法律ニ因リ刑ノ變更アリタルトキハ其輕キモノヲ
適用ス

問 此條は如何ですか。答 これは罪を犯してから後の法律に因つて、刑に變りがあ
つたときには、其輕いものを當はめ用ゐて處罰すると定められたのであります。問 刑の
變りといふと如何でありますか。答 此度刑法が改正なると、刑といふものが、舊刑
法とは變つて居ます。此新刑法が實施になるまでに罪を犯して、後の新刑法といふ法
律に因つて、新刑法が輕ければ輕いものとして適用し、又、舊刑法の方が輕ければ、
舊刑法に因つて適用して罪を處断するのであります。

第七條 本法ニ於テ公務員ト稱スルハ官吏、公吏、法令ニ依リ公務
ニ從事スル議員、委員其他ノ職員ヲ謂フ

問 此條の第一項は如何ですか。答 刑法で公務員と稱ふのは、官吏と、公吏と、法令に依つて公務に従事する議員と、委員と、其他の職員とを謂ふのだと定められたのであります。問 官吏と云ふのは官員でせうが、公吏と云ふのは何ですか。答 どちらも役人だが、政府側に勤める役人が官吏で、市や區や町や、村やなどの側の役人を公吏と云ふのです。問 郡役所のは。答 あれば公吏で無くて官吏です。問 法令に依つて公務に従事するとは。答 政府からの法令で、國家の公務に従事して居るといふ事です。問 議員は相談する掛り員ですが、委員といふのは。答 一つの掛りを身に委されて居る役員です。職員は一々一役を受持つて居る者で、學校教員などは其一つです。それで、後々、公務員とあるのは、斯様の役人の事だと覚えて置きなさい。

公務所ト稱スルハ公務員ノ職務ヲ行フ所ヲ謂フ

問 此第二項は如何ですか。答 公務所と云ふのは役所のこと、公務員が職務を行ふ所だと定められたのであります。

第八條 本法ノ總則ハ他ノ法令ニ於テ刑ヲ定メタルモノニ亦之ヲ適用ス

用ス但其法令ニ特別ノ規定アルトキハ此限ニ在ラズ

問 此條は如何ですか。答 此刑法の總則は他の法律命令に係る諸罰則等の違犯の罪科に處せられた者にも適用せられる。併し他の法令に特別の規定があるのは、此條の限りでは無いと定められたのです。

第二章 刑

問 刑とは如何なことです。答 これは犯罪の輕重に應じて處刑する其種類で、主刑と附加刑や、主刑の輕重の順序や、死刑執行の方法や、懲役の無期と有期、其有期の期間、何年以上何年以下と云ふこと、禁錮も其通りで、又、罰金や科料の金額、拘留の日數、罰金を納め得なければ其代りに留め置かれる日數、又、沒收と云つて物を取上げられる物品などを規定したのであります。

第九條 死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留及ビ科料ヲ主刑トシ沒收ヲ附加刑トス

問 此條は如何ですか。答 これに刑の名と、主刑と附加刑とを定めたのであります。

問 主刑とは。答 肝腎の重なる刑です。問 附加刑とは。答 附加加へる添刑です。

問 死刑は首しめて殺すので、懲役は苦役させ、禁錮は押込め、罰金は二十圓以上の金を納め、拘留は拘留所に留置き、科料は罰金より少ない十錢以上二十圓未満の金を納めるのですか。答 左様です。問 没收とは。答 此の刑法の第十九條に記載した物に限つて取上げるのです。

第十條 主刑ノ輕重ハ前條記載ノ順序ニ依ル但無期禁錮ト有期懲役トハ禁錮ヲ以テ重シトシ有期禁錮ノ長期有期懲役ノ長期ノ二倍ヲ超ユルトキハ禁錮ヲ以テ重シトス

問 此條の第一項は如何ですか。答 主刑の輕い重いは、前の第九條に記載してある順序で、死刑が最も重くて、其次に懲役が重くて、其次には禁錮、其次には罰金、其次には拘留、其次には科料と、次第に重いのから輕いのに順がつけてあります。併し無期禁錮と有期懲役とを比べると、懲役は禁錮より重いものではあるけれども、有期上

りは無期が重いから、禁錮の方を重いとして、又、有期禁錮の長期が有期懲役の長期の二倍を超えるときには、同じく有期でも禁錮の方が期間が長いから禁錮の方を重いとすると定めたのです。問 長期の二倍を超えるといふと、例へば如何いふことになりますか。答 例へば有期懲役の長期が三年で、有期禁錮の長期が七年ならば、禁錮の方が期間が長いから、比較して短い懲役よりは禁錮が重いとするのであります。

同種ノ刑ハ長期ノ長キモノ又ハ多額ノ多キモノヲ以テ重シトシ長期又ハ多額ノ同ジキモノハ其短期ノ長キモノ又ハ寡額ノ多キモノヲ以テ重シトス

問 此第二項は如何ですか。答 懲役と懲役と、禁錮と禁錮と、罰金と罰金と、拘留と拘留と、科料と科料とのやうに、同じ種類の刑は、其處刑期間の長い期間で其うちにも長い者を重いと定め、又は罰金と罰金となれば、其金額の多い者を重いと定め、長期の同じ者で、例へば禁錮の二十日と拘留の二十日とのやうに長期が同じ者は、短

期の拘留の長いものである二十日を以て拘留の方を重いと定め、又、金も罰金の十圓と科料の十圓とが多額の同じものであれば、元來寡額の科料が、寡額の多いものだから、罰金よりは科料の方が重いと、比較上で定めるのであります。

二個以上ノ死刑又ハ長期若クハ多額及ビ短期若クハ寡額ノ同ジキ同種ノ刑ハ犯情ニ依リ其輕重ヲ定ム

問 此第三項は如何ですか。答 これに二個以上の死刑の同種を比べ、又は懲役、禁錮の長期で二個以上を比べ、若くは拘留の短期で二個以上を比べ、罰金の多額で二個以上を比べ、科料の寡額で二個以上を比べ、何れでも期間又は金額が同じく同種の刑の者は、罪を犯した情狀に依つて、裁判官が軽い重いを定めると規定したのであります。

第十一條 死刑ハ監獄内ニ於テ絞首シテ之ヲ執行ス

問 此條の第一項は如何ですか。答 これは死刑の執行仕方を規定したのであります。監獄

の内らの絞首臺の上へ刑人を伴れて行つて、首を絞首繩に架けて、足の下の板の外れりと同時に首が絞つて、それで死ぬるやうに仕向けて、執行を終るのであります。

死刑ノ言渡ヲ受ケタル者ハ其執行ニ至ルマデ之ヲ監獄ニ拘置ス

問 此第二項は如何ですか。答 死刑にすると言渡を受けた刑人は、其執行、首を絞めて殺す時に至るまで、監獄に拘へ置くのだと定めしたのであります。

第十二條 懲役ハ無期及ビ有期トシ有期懲役ハ一月以上十五年以下

トス

問 此條は如何ですか。答 懲役は無期と有期と二種にして、有期懲役は一月以上五年以下とすると定めたのです。問 有期は限のあることですが無期は。答 これは限無しで、死ぬまでの一生涯であります。

懲役ハ監獄ニ拘置シ定役ニ服ス

問 此第二項は如何ですか。答 懲役を働かす者は、監獄に拘めて置いて、苦勞の役

をさせるのです。問 定役に服するとは。答 定つた苦役をさせるのです。服するとは仕事をすることです。

第十三條 禁錮ハ無期及び有期トシ有期禁錮ハ一月以上十五年以下トス

問 此條第一項は如何ですか。答 禁錮も無期と有期との二種にして。有期禁錮は一月以上十五年以下と定めたのです。

禁錮ハ監獄ニ拘置ス

問 此第二項は如何ですか。答 これも監獄の中に拘置されるのだと定めたのです。

第十四條 有期ノ懲役又ハ禁錮ヲ加重スル場合ニ於テハ二十年ニ至ルコトヲ得之ヲ減輕スル場合ニ於テハ一月以下ニ降スコトヲ得

問 此條は如何ですか。答 これは有期の懲役でも、又は有期の禁錮でも、罪を加へて重くするときには、十五年以下と定めた期間を増して、二十年までにすることが出

来る。さて又、これを軽くするときには、一月以上の定めを減して、一月以下に降して少なくすることも出来ることと規定したのです。

第十五條 罰金ハ二十圓以上トス但之ヲ減輕スル場合ニ於テハ二十圓以下ニ降スコトヲ得

問 此條は如何ですか。答 罰金は二十圓から上と定めてあるが、併し減す場合には二十圓以下に降して、少くして軽くすることが出来ることと規定したのであります。

第十六條 拘留ハ一日以上三十日未満トシ拘留場ニ拘置ス

問 此條は如何ですか。答 拘留は一日以上三十日までとして、受刑人は拘留場に拘め置くと規定したのでです。

第十七條 科料ハ十錢以上二十圓未満トス

問 此條は如何ですか。答 科料は十錢以上二十圓までと規定したのです。

第十八條 罰金ヲ完納スルコト能ハザル者ハ一日以上一年以下ノ期

間之ヲ勞役場ニ留置ス

問 此條は如何ですか。答 金が無く罰金をすつかり納める事が出来ない者は、一年以上以下の期間勞役場に留め置いて働かすと規定したのです。問 勞役場とは

答 これは監獄に屬した仕事場です。懲役囚人の働く處とは別になつてます。

科料ヲ完納スルコト能ハザル者ハ一日以上三十日以下ノ期間之ヲ勞役場ニ留置ス

問 此第二項は如何ですか。答 科料を完く納めることが出来ない者は、一日以上三十日以下の期間やはり勞役場に留め置いて働かすと規定したのです。

科料ヲ併科シタル場合ト雖モ留置ノ期間ハ六十日ヲ超ユルコトヲ得ズ

問 此第三項は如何ですか。答 科料を二件以上併せて科したときでも留置ノ期間ハ六十日を超えることは出来ないとい規定したのであります。問 科料の金額を併せて何

程多くなつても六十日間までより働かしませんか。答 左様。六十日より多く出来ないのであります。

罰金又ハ科料ノ言渡ヲ爲ストキハ其言渡ト共ニ罰金又ハ科料ヲ完納スルコト能ハザル場合ニ於ケル留置ノ期間ヲ定メ之ヲ言渡ス可シ

問 此第四項は如何ですか。答 罰金でも科料でも言渡をするときには、其言ひ渡すと共に、若し罰金でも科料でも完く納めることが出来ない場合の留置の期間を定めて言渡すと規定したのです。

罰金ニ付テハ裁判確定後三十日内科料ニ付テハ裁判確定後十日内ハ本人ノ承諾アルニ非ザレハ留置ノ執行ヲ爲スコトヲ得ス

問 此第五項は如何ですか。答 罰金に附て留置の執行をすることは、裁判確定後三十日以内、科料に付て留置の執行をするのは、裁判確定後十日以内は、留置される本

人が承諾しなければ執行は出来ないので。不承諾の者を留置くことは出来ないと規定したのであります。

罰金又ハ科料ノ言渡ヲ受ケタル者其幾分ヲ納ムルトキハ罰金又ハ科料ノ全額ト留置日數トノ割合ニ從ヒ其金額ニ相當スル日數ヲ控除シテ之ヲ留置ス

問 此第六項は如何ですか。答 これは罰金でも、科料でも、言渡を受けた者が、其全額の幾分を納めたときには、全額と留置の日數との割合に依つて、其納め残りの金額の中から相當する日數を控除して、留置かなければならない日數だけを留置くと規定したのです。問 さすれば如何いふ計算になるのですか。一つ計算の例を解り易く言つて下さい。答 例へば科料の全額を十圓とすれば、二圓を幾分として納めたが、まだ八圓足りない、其場合には、金を納めんにも出来なければ不足の金額に相當する日數だけ留置されるのです。

留置期間内罰金又ハ科料ヲ納ムルトキハ前項ノ割合ヲ以テ殘日數ニ充ツ

問 此第七項は如何ですか。答 これは留置かれて居る期間内に、自宅が金を調達して、罰金にしても科料にしても納めるときには、前の第六項の規定の割合で、殘る留置日數に充て、其日數に相當するだけ金を納めてよいと規定したのであります。

留置一日ノ割合ニ滿タザル金額ハ之ヲ納ムルコトヲ得ス

問 此第八項は如何ですか。答 これは留置一日の割合に滿たない金額は納めるに及ばぬ、納めることは出来ないと規定したのであります。例へば一日二十五錢の割合ならば二十四錢位の金は納めずともよいのです。

第十九條 左ニ記載シタル物ハ之ヲ沒收スルコトヲ得

- 一 犯罪行爲ヲ組成シタル物
- 二 犯罪行爲ニ供シ又ハ供セントシタル物

三 犯罪行為ヨリ生ジ又ハ之ニ因リ得タル物

問 此條の第一項は如何ですか。答 一、二、三と分けて左に記載した物は、それを取上げることとは出來ると規定したのです。問 一の犯罪行為を組織したる物とは如何いふ物ですか。答 これは罪を犯す行為を組織した物で、例へば通用貨幣を偽造せんとして、それに用いた原料の金屬、或は紙幣ならば其原料にした紙、又は銅版印刷器などの物です。一例を擧げるのですが、これを推して他の例も考へなさい。問 二の犯罪行為に供し又は供せんとしたる物とは何ですか。答 これは犯罪の行為に使つたもので、例へば人を殺した罪ならば、殺すことに用いた凶器で、匕首、又は拳銃、出刃庖刀などでありませう。又絞殺なら、細帯でも手拭でも兵兒帶でも、然うです。

問 三の犯罪行為より生じ、又は之に因り得たる物とは。答 これは偽造罪で例すれば、通用貨幣に仕揚げた偽金貨とか、偽銀貨とかで、何にしても犯罪の行為から生じたものであります。問 又は之に因り得たる物とは。答 これは通用貨幣でも株券でも、其偽物をば物品に取換へて、得たる所の利益物で、通用貨幣ならば、それで買つ

た物株券類ならば抵當に入れて借りた金で、總て犯罪行為から生じた物を物品に取換へて手に入れた物であります。

没收ハ其物犯人以外ノ者ニ屬セザルトキニ限ル

問 此第二項は如何ですか。答 取上げる物は犯罪人より外の物の所持で無いときに限るので、犯罪者本人のみに屬した物に限ると規定したのであります。

第二十條

拘留又ハ科料ノミニ該ル罪ニ付テハ特別ノ規定アルニ非

ザレバ没收ヲ科スルコトヲ得ズ但前條第一項第一號ニ記載シタル物ノ没收ハ此限ニ在ラズ

問 此條は如何ですか。答 拘留や科料のみに該る軽い罪に就ては、特別の規定が無ければ没收を科して物を取上げることとは出來ないのです。併し前の第十九條の第一項の一に記載した物、犯罪行為を組成したる物は此限りでは無いから取上げると規定したのであります。

第二十一條 未決拘留ノ日數ハ其全部又ハ一部ヲ本刑ニ算入スルコ

トヲ得

問 此條は如何ですか。答 これは刑事被告人として、未だ有罪とも無罪とも決らな
い未決で監獄に拘留られて居た日數は、其全部か、又は一部をば本刑に算へ入れるこ
とが出来ると規定したのです。問 本刑とは。答 有罪になつて受けた處刑でありま
す。

第三章 期間計算

問 期間計算とは何の事ですか。答 これは刑を受ける間の年月日時の計算方を規定
したのであります。

第二十二條 期間ヲ定ムル二月又ハ年ヲ以テシタルトキハ曆ニ從ヒ
テ之ヲ計算ス

問 此條は如何ですか。答 處刑を受ける間を定めるには、何ヶ月と日數を定め、何
年と年數を定めたときには、曆に從つて計算すると規定したのです。

第二十三條 刑期ハ裁判確定ノ日ヨリ起算ス

問 此條の第一項は如何ですか。答 處刑を受ける間の年月日時の數は、裁判確定の
日から算へ起すと規定したのです。

拘禁セラレザル日數ハ裁判確定後ト雖モ刑期ニ算入セズ

問 此第二項は如何ですか。答 これは監獄内へ拘禁られない日數は、裁判の確定後
でも處刑の期間には算へ入れないと規定したのです。

第二十四條 受刑ノ初日ハ時間ヲ論ゼズ全一日トシテ之ヲ計算ス時
效期間ノ初日亦同シ

問 此條の第一項は如何ですか。答 刑を受ける初めの日は時間を論じずに全一日と
して計算するのです。時効期間の初日もこれと同じと規定したのであります。問 時
効期間とは何の事ですか。答 時効期間の事は、第六章の規定の處を見れば解ります。

これは舊刑法では期滿免除とありまして、犯罪後に一定の期間捕へられなかつたら、刑の執行を免れるのであります。

放免ハ刑期終了ノ翌日ニ於テ之ヲ行フ

問 此第二項は如何ですか。答 放免になるのは、刑期が終つた其日で無くて、其翌日に出来るかと規定したのです。

第四章 刑ノ執行猶豫

問 刑の執行猶豫とは如何な事ですか。答 これは罪を處断して刑するに決しても、其執行を猶豫して放ち還すのです。舊刑法には無かつたが、今回の改正に新たに規定したのです。併し一旦執行猶豫の言渡をしても、それを取消して執行することもある。それも此章に規定してあります。

第二十五條 左ニ記載シタル者二年以下ノ懲役又ハ禁錮ノ言渡ヲ受ケタルトキハ情狀ニ因リ裁判期定ノ日ヨリ一年以上五年以下ノ期

間内其執行ヲ猶豫スルコトヲ得

- 一 前ニ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコトナキ者
- 二 前ニ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコトアルモ其執行ヲ終リ又ハ其執行ノ免除ヲ得タル日ヨリ七年以内ニ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコトナキ者

問 此條は如何ですか。答 これは刑の執行猶豫の規定で、前に禁錮以上の刑に處せられたことが無い者と、又一つは、前に禁錮以上の刑に處せられたことがあつても、其刑の執行が終つてか、又は其執行を免除せられた日から七年以内に禁錮以上の刑に處せられたとの無い者は、二年以下の懲役、又は二年以下の禁錮の言渡を受けたときには、情狀に因つて、裁判確定の日から一年以上五年以下の期間の内、其刑の執行を猶豫することが出来るかと規定したのです。問 情狀に因りとは。答 これは罪を犯した情狀を察して、大した悪意でした事で無くて、ふいと出来心で罪を犯したやうな者

は、刑の執行を猶豫するのであるが、誰でも皆く猶豫すると言ふわけではありませぬ。悪意深くあつて犯したものと認めれば、それは猶豫になりませぬ。

第二十六條 左ニ記載シタル場合ニ於テハ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ取消ス可シ

- 一 猶豫ノ期間内更ニ罪ヲ犯シ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ
- 二 猶豫ノ言渡前ニ犯シタル他ノ罪ニ付キ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

三 前條第二號ニ記載シタル者ヲ除ク外猶豫ノ言渡前他ノ罪ニ付キ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコト發覺シタルトキ

問 此條は如何ですか。答 左に記載せた通りの場合には、刑の執行猶豫の言渡をした者でも、それを取消して更に刑を執行するのです。問 それは何んな場合に取消になりますか。答 猶豫しられてある期間内の、何年何月間の内に、更に罪を犯して禁

錮以上の刑に處せられたときには刑の執行猶豫を取消されるのです。これが一で三まで此箇條があります。問 二は如何いふ事ですか。答 これは猶豫の言渡前に犯した他の罪に付いて禁錮以上の刑に處せられたときです。問 三は如何ですか。答 これは前の第二十五條の二の「前に禁錮以上の刑に處せられたることあるも其執行を終り又は其執行の免除を得たる日より七年以内に禁錮以上の刑に處せられたることなき者」とあるのを除く外、猶豫の言渡前に他の罪に付いて禁錮以上の刑に處せられたことが發覺したときであります。以上三つの事が一つあれば、折角猶豫の恩典を蒙つても取消されてしまつて、何にもならないことになるのです。

第二十七條 刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ取消サルルコトナクシテ猶豫ノ期間ヲ經過シタルトキハ刑ノ言渡ハ其效力ヲ失フ

問 此條は如何ですか。答 これは刑の執行猶豫の言渡を取消されることが無く、猶豫された期間の年月を経てれば、刑の言渡は効力を失つて、執行はされないので、すると罪を犯したことは犯したのだが、竟に刑を執行せられずに免れるのです。

併し罪人は何處までも罪人で、身の汚点は脱れないのです。

第五章 假出獄

問 假出獄とは如何ですか。答 これは監獄に拘禁られて居るうちに、其囚人が改心の實が現はれたれば、刑期中に假に監獄を出ることを許されるのです。これも其處分を取消されること、此章に規定になつてます。

第二十八條 懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル者改悛ノ狀アルトキハ有期刑ニ付テハ其刑期三分ノ一無期刑ニ付テハ十年ヲ經過シタル後行政官廳ノ處分ヲ以テ假ニ出獄ヲ許スコトヲ得

問 此條は如何ですか。答 懲役にでも、禁錮にでも處せられた者が、改悛の狀があるときには、有期の刑ならば其刑期の三分の一、例へば六年の者ならば、二年經過した後、無期刑ならば、十年間刑を受けた後に、行政官廳の處分で、是れ亦假に監獄を出ることを許すと規定したのであります。

第二十九條 左ニ記載シタル場合ニ於テハ假出獄ノ處分ヲ取消スコトヲ得

- 一 假出獄中更ニ罪ヲ犯シ罰金以上ノ刑ニ處セラレタルトキ
- 二 假出獄前ニ犯シタル他ノ罪ニ付キ罰金以上ノ刑ニ處セラレタルトキ
- 三 假出獄前他ノ罪ニ付キ罰金以上ノ刑ニ處セラレタル者ニシテ其刑ノ執行ヲ爲ス可キトキ
- 四 假出獄取締規則ニ違背シタルトキ

問 此條の第一項は如何ですか。答 左に記載せられた場合には、假出獄の處分を取消されるのです。取消されては早く出られない。問 それは如何いふわけで取消されますか。答 其箇條は一から四まであります。問 一は。答 假出獄で監獄から出て居るうちに更に罪を犯して罰金以上の刑に處せられたときです。問 二は。答 假

出獄前に犯した他の罪に付いて、罰金以上の刑に處せられたときです。問 三は。答 假出獄前に、他の罪に付いて罰金以上の刑に處せられた者で、其刑の執行を爲すべからざる時です。

問 四は。答 假出獄の取締規則に背いたときです。以上四つの箇條が一つでもあると、折角の改心も何もなくなりなす。

假出獄ノ處分ヲ取消シタルトキハ出獄中ノ日數ハ刑期ニ算入セス

問 此第二項は如何ですか。答 假出獄の處分を取消したときには、出て居た間の日數は刑を受けてる期間には算へ入れないので、例へば三十日出て居たものなら、又々三十日長く監獄に居なければならぬのです。

第三十條 拘留ニ處セラレタル者ハ情狀ニ因リ何時ニテモ行政官廳ノ處分ヲ以テ假ニ出場ヲ許スコトヲ得

問 此條第一項は如何ですか。答 拘留に處せられた者は、情狀を察して何時でも行

政官廳の處分で假りに拘留場を出ることを許すと規定したのです。

罰金又ハ科料ヲ完納スルコト能ハザルニ因リ留置セラレタル者亦同シ

問 此第二項は如何ですか。答 罰金でも科料でも完く納めることが出来ないに因つて、留置かれて居る者も前の項と同じく、情狀を察して何時でも行政官廳の處分假に拘留場を出ることを許すことが出来ると規定したのです。

第六章 時効

問 時効とは舊刑法で刑の執行の期滿免除の事と聞きましたが、若し中途で捕へられて、隠れおほせられず、捕へられて又逃るときには、効がありますまいな。答 それ効は無いです。左様なときには、時効が中斷します。中斷のことは後の規定を見て知りなさい。

第三十一條 刑ノ言渡ヲ受ケタル者ハ時効ニ因リ其執行ノ免除ヲ得

問 此條は如何ですか。答 これは刑の言渡を受けた者は、前に申した時效に因つて、其時效期間中捕へられなかつたら、刑の執行を免れるのであります。

第三十二條 時效ハ刑ノ言渡確定シタル後左ノ期間内其執行ヲ受ケ

ザルニ因リ完成ス

一 死刑ハ三十年

二 無期ノ懲役又ハ禁錮ハ二十年

三 有期ノ懲役又ハ禁錮ハ十年以上ハ十五年、三年以上ハ十年、三年未滿ハ五年

四 罰金ハ三年

五 拘留、科料及ヒ沒收ハ一年

問 此條は如何ですか。答 時效は刑の言渡が確定した後、左に記す期間内、刑の執行を受けずに因つて完成します。問 完成しますとは。答 刑を執行されずに済

むのです。一から五まで、能く見なさい。

第三十三條 時效ハ法令ニ依リ執行ヲ猶豫シ又ハ之ヲ停止シタル期

間内ハ進行セズ

問 此條は如何ですか。答 時效の期間は何年間と定めてあつて、其月日の經ち行くのは、何でも個でも月日さへ經つて仕舞へば期限が切れて刑の執行を受けずに免れるといふ譯のものではありません。法令に依つて刑の執行を猶豫したり、又は刑の執行を停めた期間の月日は進行しないのであると規定したのです。問 左様ですか。すると十年の時效で、二年間猶豫されても、停められても、それは時效の月日が經つたこと、しないので、其後矢張り十年間で、二年經つたから、もう八年間とは行かないのです。答 左様。然うです。問 進行しないとは。答 進んで行かない意味で、日が經つたうちにならないと云ふことです。

第三十四條 時效ハ刑ノ執行ニ付キ犯人ヲ逮捕シタルニ因リ之ヲ中

斷ス

問 此條の第一項は如何ですか。答 これは時効が中斷する規定です。時効は時効で十年の間隠れ通して居られたら刑の執行の効は失ふけれども、時効期間中は見附かり次第に捕へて刑を執行しなければならぬ。それで刑を執行するに付いては犯罪人を捕へなければならぬ。それで犯人を見つけて捕へたならば、捕へたに因つて時効期間中は中斷して断れてしまつて、隠れて居た月日は何にもならず、十年のものは十年刑を受けなければならぬことであります。

罰金、科料及ビ没收ノ時効ハ執行行為ヲ爲シタルニ因リ之ヲ中斷ス

問 此第二項は如何ですか。答 罰金の免れ時効二年間、科料及び没收の免れ時効一年間は、執行行為を爲たに因つて中斷してしまふのです。問 執行行為をするとは。答 これは本人を捕へる方で無くて、金なり物なりを取る方だから、言渡に基き、本

人に拘はらず、徴收の着手手續に及ぶときは、罰金の時効でも、科料の時効でも、没收の時効でも、何れでも中斷します。

第七章 犯罪ノ不成立及ビ刑ノ減免

問 犯罪の不成立とは何の事ですか。答 舊刑法では不論罪とあつて、犯罪の成立たないもので罪を論じないと云ふ名目でありました。つまり罪を犯した様でも罪を犯した事に成立たない事です。問 刑の減免といふのは。答 減と云ふのは等を減らして刑を軽くする事で、免といふのは、免除で、刑の執行を免じて、無しにしてやる事です。

第三十五條 法令又ハ正當ノ業務ニ因リ爲シタル行為ハ之ヲ罰せず

問 此條は如何ですか。答 これは法令に因つて爲た行為は罰せず、又、正當の業務に因つて爲た行為は罰しないと規定したのです。問 法令に因つて爲す行為と云ふはまア官吏公吏は法令に因つて職務をするのですか、例を擧げると如何な事ですか。答 警察官吏は法令に因つて人民の自由を一時束縛することも、時間を費やさすことも、

種々迷惑をさせる事がある、けれども大体が事を糺す爲めで、一般の人が其御蔭を蒙つて、つまり善い事になる爲めだから、決して警察官吏は罰しません。又正當の業務と云つて正しい當然の營業をするのに、一時人の困ることをしても、これはつまり一般の人の爲めになる事だから、罰しないのです。例へば外科醫者が、人の身体を正當の業務として一時痛い目をさせ、内科醫者でも治療をする爲めに、傷が無い部へ傷を付けるのも、罪として罰しないやうなものであります。これは醫者に限らず、何業でも同じことで、正當の業務に因つて爲た行爲は罰しないが、不正當の行爲だつたら罰するのは勿論です。

第三十六條 急迫不正ノ侵害ニ對シ自己又ハ他人ノ權利ヲ防衛スル爲メ已ムコトヲ得ザルニ出デタル行爲ハ之ヲ罰セズ

問 此條第一項は如何ですか。答 これは急に人に迫られて、正しからの害を侵けるに對して、自己や又は他人の權利を防ぎ衛る爲めに、己むを得ない事から起つた行爲は、罪として罰せぬと規定したのでです。問 不正の侵害と云ふと、如何な害を仕かけ

るのでせうか。答 撃くべき理由も無いのに撃いてか、つたり、斬るべき事、射つべき理由も無いのに刃物で突いたり斬つたり、拳銃で射か、つたり、若くは自分が女で、相手が無体な事を仕かけたり、強姦しか、つたりすることです。問 他人の權利を防衛する爲めと云ふと、自分の害を防ぐばかりで無くて、見識らずの他人の難儀、例へば強姦に遇ひか、つて居る者、追刺盜賊に物を盜まれか、つて居る者などを助けてやる爲めに、相手を打擲しても、若しも急場で當り處が悪くて相手の兇者を殺しても罰せられませんか。答 それは、防ぐだけの程度を超えてはいかぬですが。此規定では大体に罰しないとしてあるのです。此事は舊刑法では正當防衛とありました。今度誰でも助けることが出来ることに廣くなつたのです。それで、危害を防ぐ程度さへ超えなかつたら、とんと構はぬ無罪です。

防衛ノ程度ヲ超エタル行爲ハ情狀ニ因リ其刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

問 此第二項は如何ですか。答 此方から防ぎ衛る程度を超えた行爲は、其行爲を爲

た者の情狀を察して、其情狀に因つて處刑をば減じて軽くするか、又はすつかりと無罪にするか、どちらかにすると規定したのです。問 防衛の程度を超えた行爲とは。

答 例へば無頼の無茶者が、女を強姦せんと仕か、つたとき、無茶者は懺まうか、情慾を遂げようかと思ふので、決して女を殺すつもりは無いのであつても、女は一生懸命に操を守つて、足で無茶者の拳丸を蹴るとか、下駄で鼻柱を打つとかして、其無茶者が即死したときには、防衛の程度を超えたのであり、又強盜は金品を奪る目的で、主人や家人を殺すつもりで這入つたので無いのに、拳銃で直ぐと射殺したなどは、程度を超えた行爲であります。これは縦し罪になつても、軽くするか、又は無罪にするのです。

第三十七條 自己又ハ他人ノ生命、身體、自由若クハ財産ニ對スル

現在ノ危難ヲ避クル爲メ已ムコトヲ得ザルニ出デタル行爲ハ其行爲ヨリ生ジタル害其避ケントシタル害ノ程度ヲ超エザル場合ニ限

リ之ヲ罰セズ但其程度ヲ超エタル行爲ハ情狀ニ因リ其刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

問 此條の第一項は如何ですか。答 これは自分の事でも、他人の事でも、生命に關り、身體に關り、自由即ち我心で斯うしようと思ふ事に關り、若くは財産に關つて、現在の危難を避ける爲めに、已むを得ないに起つて害を加へる者を防いだ行爲は、其行爲から生じた害が、避けよう防がうとした丈の害の程度を超えた行爲は、正當防衛をした者の情狀を察して、其情狀に因つて其刑を減じて軽くするか、又は免除即ち無罪にすることが出来るか規定したのです。問 其行爲から生じた害が、其避けんとした害の程度を超えない場合とは如何なことです。答 例へば我が自由を主張して思ふ通りにしようと思ふのを、加害者が種々と妨害をして自分は危難を被むる場合に、それを避ける爲めに、已むことを得ず、勢ひ相手を打つて傷つけなれば、相手から意思の自由を妨害する程度であるのに、相手を傷つけたり、又は殺すのは、危難を避ける爲めとは言へ、避ける爲めの行爲の程度を超えた行爲になります。

前項ノ規定ハ業務上特別ノ義務アル者ニハ之ヲ適用セズ

問 此第二項は如何ですか。答 前の第一項の規定は、業務上で、特別の義務があつて、生命にでも、身體にでも、自由にでも、財産にでも、現在危難を被むらする者に對して、危難を避ける爲めに抵抗をして防衛をした者は、道理上避けることの出来ないことを、道理を捨て、避けんとして、不正當の防衛をするのだから、罰せぬの、刑を軽くするの、無罪にするのといふことは出来ない。それで前項の規定を適用しない、當はめ用ゐないとするのです。問 生命の危難には如何いふ例がありますか。答 自分が大悪事を爲て、死刑に處せられて、執行を受けるのは生命の危難であります。併し其場になつて避けんとして監獄官吏に對して避ける爲め抵抗することはならない。監獄官吏は業務上特別の義務ある者で、其義務の爲めに仕かけるのだから、仕かける者が道理である、それを防衛するのは不道理の行爲だから、罰せずとあるか、大罪であります。依て、第三十七條第一項の通りにすることはならない。適用しないと規定したのです。問 身體の例は。答 拘置しられ、ば係りの官吏は身體に手錠を嵌めま

す。これは防衛して避けることは出来ない、それしては罰。問 自由の例は。答 我宅に居たいと思ふ自由も、其筋の官吏が連れて行つて拘留に處すれば避けることは出来ない。問 財産に付いては。答 執達吏が自分の財産を差押に來たとき、危難だとして避けることは出来ない。是等を避けんとして防衛したのは、前項の規定を適用せず罰するのであります。これは言はなくても知れた事ながら言ひます。

第三十八條 罪ヲ犯ス意ナキ行爲ハ之ヲ罰セズ但法律ニ特別ノ規定

アル場合ハ此限ニ在ラズ

問 此條は如何ですか。答 罪を犯さうと思ふ心で爲たことでない所爲、語を換へて言へば、悪い事を爲ようと思はず、悪い事で無いと思つて爲た所爲は罰しない。けれども、法律に特別の規定がある場合には、此限りで無くして罰するとの規定であります。問 例を擧げると如何な事になりますか。答 例へば馬鹿の意氣地無しが、歌を唄つて人の家の戸口に立つて、錢を貰つて乞食をするのに、自分が哀れな者だから、人に憐みを乞ふて、物を貰つて歩いて、決して悪事をするのぢや無いと思つて、罪ぢや

無いと思ふから、罪を犯す意が無くて爲た所爲でも、法律には警察犯處罰令に、乞食を爲し乞食を爲さしめたるものは、三十日以下の拘留に處すると特別の規定があるとは、はれに因つて罰せられる、斯様な例であります。これは一例で、何でも斯うだから他は推して知りなさい。

罪本重カル可クシテ犯ストキ知ラザル者ハ其重キニ從テ處斷スルコトヲ得ズ

問 此第二項は如何ですか。答 犯した罪は重いのに、犯すときに重い罪だと知らない者は、重い方で處斷することは出来ないとい規定したのです。

法律ヲ知ラザルヲ以テ罪ヲ犯ス意ナシト爲スコトヲ得ズ但情狀ニ因リ其刑ヲ減輕スルコトヲ得

問 此第三項は如何ですか。答 法律を知らないから罪を犯す意が無いとすることは出来ない。併し、知つて居ながら故意と知らない態をして居るのぢやない。眞實悪い

事だと思はず、法律に止めて無い事だと思つて、實知らなかつた者で、斯様なことは構はぬと思つて爲た事ならば、其情狀を察して、情狀に因つて處刑を減じて軽くすることが出来るとい規定したのであります。

第三十九條

心神喪失者ノ行爲ハ之ヲ罰セズ

問 此條の第一項は如何ですか。答 心神喪失者といふて、本心を喪つて正氣ぬけがして、物事の道理が確と解らない者が爲た行爲は罰しないと規定したのです。

心神耗弱者ノ行爲ハ其刑ヲ減輕ス

問 此第二項は如何ですか。答 これは多少物事の道理は解つて居ても、兎角心が茫として、一人前の能力の無い者です。此者の爲た行爲は、其處刑を減じて軽くすると規定したのであります。

第四十條

瘖啞者ノ行爲ハ之ヲ罰セズ又ハ其刑ヲ減輕ス

問 此條は如何ですか。答 瘖啞者が爲た行爲は罰しない。又、罰しなければならぬことでも、其處刑を減じて軽くすると規定したのです。

第四十一條 十四歳ニ滿タザル者ノ行爲ハ之ヲ罰セズ

問 此條は如何ですか。答 滿十四にならない者の爲た行爲は罰しないと規定したのであります。

第四十二條 罪ヲ犯シ未ダ官ニ發覺セザル前自首シタル者ハ其刑ヲ減輕スルコトヲ得

問 此條の第一項は如何ですか。答 これは罪を犯して、それが官に發覺ない前に、自首して出た者は、其處刑が減輕出来ると規定したのです。

告訴ヲ待テ論ズ可キ罪ニ付キ告訴權ヲ有スル者ニ首服シタル者亦同ジ

問 此第二項は如何ですか。答 これは官から手が入らずに、例へば猥褻なことを仕かけた様な罪で、害を受けた者から告訴するのを待つて論じる罪に付いて、害を加へた者から、告訴權を有つて居る害を加へられた者の方へ、悪うございました、許して

下さいと言つて謝罪を申入れたれば、告訴になつたところが其處刑を減輕すると規定したのです。

第八章 未遂罪

問 未遂罪とは如何いふ罪ですか。答 これは罪を犯す實行に着手したが、これを未だ仕遂げないのです。それでも罪とします。

第四十三條 犯罪ノ實行ニ著手シ之ヲ遂グザル者ハ其刑ヲ減輕スルコトヲ得但自己ノ意思ニ因リ之ヲ止メタルトキハ其刑ヲ減輕又ハ免除ス

問 此條は如何ですか。答 罪を犯す實行に手をつけて、それを仕遂げなかつた者は其處刑を減輕することが出来る。併し自己の意思から起つて、罪を犯すことは宜しくないと思ひ直して着手を止めれば、其刑を減輕するところか、無罪にもすると規定したのです。

第四十四條 未遂罪ヲ罰スル場合ハ各本條ニ於テ之ヲ定ム

問 此條は如何ですか。答 凡て犯罪は未遂罪を罰するものと罰しないものとの別ち
があります。それで未遂罪を罰する場合は、第二編に次々規定してある、それぞれの
内に、未遂罪の事が規定してある本條で定めると規定したのであるから、其本條を見
れば解るのです。

第九章 併合罪

問 併合罪とは如何いふ罪ですか。答 これは犯罪が一つあつて、其確定裁判が濟ん
だ後に、又犯罪が一つも二つも、何しろ二つ以上あつて、それが官へ知れて、其犯罪
を二つ以上併すのです。舊刑法では、犯罪の数が二つ以上あると、數罪俱發と云つて、
幾つも犯罪が俱に發れると、其犯罪を併さずに、數あるうちの一つの重い犯罪に従つ
て處断して、他の數ある罪は、おまけになる狀であつたのが、新刑法では死刑の外は、
皆併合せることになつたのです。決しておまけらしいことはありません。

第四十五條 確定裁判ヲ經ザル數罪ヲ併合罪トス若シ或罪ニ付キ確

定裁判アリタルトキハ止ダ其罪ト其裁判確定前ニ犯シタル罪トヲ
併合罪トス

問 此條は如何ですか。答 これは確定裁判が經まない幾つも數ある罪を合せるので
それを併合罪とする。若し或る罪に付いて確定裁判があつたときには、其罪と其裁判
が確定する前に犯した罪とを合せて併合罪すると規定したのです。

第四十六條 併合罪中其一罪ニ付キ死刑ニ處ス可キトキハ他ノ刑ヲ
科セズ但沒收ハ此限ニ在ラズ

問 此條の第一項は如何ですか。答 併合罪として犯罪を合せたうちに、死刑に處せ
られる一罪があつて、死刑に處せられるときには、他の懲役や禁錮以下の刑を合はさ
ないのです。合さうにも死刑ほど重い刑は無し、且又本人が殺されて死ぬのだから合
せやうがありません。それで合せない、據なく他の犯罪は巻き込みになります。併
し此の刑法の第十九條に記載してある沒收處分は此限りでは無くて取り上るのです。

其一罪ニ付キ無期ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス可キトキ亦他ノ刑ヲ科セズ但罰金、科料及ビ沒收ハ此限ニ在ラズ

問 此第二項は如何ですか。答 併合罪中の一罪が、無期の懲役か、無期の禁錮に處することであつたときには、これも亦他に有期の刑があつても合せないのです。無期は生涯で限無しだから、これに有期の刑を合せても何にもなりません。それで合せて科せないのです。併し、罰金を取り立て、科料を取り立て、沒收物を取り上げるのは、此限りでは無くて、取上げ取立てするのです。

第四十七條 併合罪中二個以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス可キ罪アルトキハ其最モ重キ罪ニ付キ定メタル刑ノ長期ニ其半數ヲ加ヘタルモノヲ以テ長期トス但各罪ニ付キ定メタル刑ノ長期ヲ合算シタルモノニ超ユルコトヲ得ズ

問 此條は如何ですか。答 これは併合罪中に二個以上の有期の懲役又は有期の禁錮に處する罪があつたときには、其最も重い罪に付いて定めた刑の長期に、其長期の半數を加へたものを長期とすることです。併し各の罪に付いて定めた一つの刑の長期を合算したものに超えることは出来ないと規定したのであります。問 解りましたが尙ほ例を擧げて計算を御聞かし下さい。答 左様。最も重い罪に付いて定めた刑の長期が四年なれば、それに其半數の二年を加へて、此六年を長期とすることです。併し他の一つ一つの罪の長期が、其罪に付いて定めた刑の長期三年六ヶ月と二年六ヶ月となれば合して六年になつて恰と同數だからよし。又三年六ヶ月と三年とであつて、合して六年半になつても、六年を併合罪の長期としてよいのだが、若しも三年と二年六ヶ月で、合して五年六月であれば、此併合罪の長期は六年には出来なくて、五年六月に止めてそれを併合罪の長期とするのであります。何しろ併合罪の長期は、各罪の刑の長期を合算したものに超えることは出来ないのです。

第四十八條 罰金ト他ノ刑トハ之ヲ併科ス但第四十六條第一項ノ場合ハ此限ニ在ラズ

問 此條の第一項は如何ですか。答 罰金と他の死刑を除いた外の刑、懲役でも、禁錮でも、何の刑でも併せて科するのである。併し第四十六條第一項の併合罪中で其の罪が死刑であつたときには此限りでは無い、罰金は併せて科さないと規定したのであります。

二個以上ノ罰金ハ各罪ニ付キ定メタル罰金ノ合算額以下ニ於テ處斷ス

問 此第二項は如何ですか。答 これは二個以上の罰金は、一つ一つの罪に付いて定めた罰金の合算額より下で處斷するので。例へば一罪の罰金が十五圓で、他の一罪の罰金が十圓で、合算した額が二十五圓であれば、併合罪で定める罰金は二十五圓以下で處斷するので。

第四十九條 併合罪中重キ罪ニ沒收ナシト雖モ他ノ罪ニ沒收アルトキハ之ヲ附加スルコトヲ得

問 此條の第一項は如何ですか。答 併せた罪の中で一番重い罪に沒收の附加刑が無くても、他の合せた罪の内に沒收刑があつたときには、それを附加へることが出来る。と規定したのであります。

二個以上ノ沒收ハ之ヲ併科ス

問 此第二項は如何ですか。答 併せた罪の一つの罪に二個以上沒收が附加になつてあれば、それは皆併せて科するのであると規定したので。

第五十條 併合罪中既ニ裁判ヲ經タル罪ト未ダ裁判ヲ經ザル罪トアルトキハ更ニ裁判ヲ經ザル罪ニ付キ處斷ス

問 此條は如何ですか。答 併合罪中に、既に裁判が經んだ罪と、未だ裁判が經まない罪とあるときには、既に裁判が經んだ方は經まない方へ合さないと、更に裁判が經まない罪に付いて處斷のたと規定したので。例へば裁判の經んだのを別物として、後で發した未だ裁判の經まない罪が二個以上あれば、其二個を併合罪とし

て處断るのです。

第五十一條 併合罪ニ付キ二個以上ノ裁判アリタルトキハ其刑ヲ併セテ之ヲ執行ス但死刑ヲ執行ス可キトキハ没收ヲ除ク外他ノ刑ヲ執行セズ無期ノ懲役又ハ禁錮ヲ執行ス可キトキハ罰金、科料及ビ没收ヲ除ク外他ノ刑ヲ執行セズ有期ノ懲役又ハ禁錮ノ執行ハ其最モ重キ罪ニ付キ定メタル刑ノ長期ニ其半數ヲ加ヘタルモノニ超ユルコトヲ得ズ

問 此條は如何ですか。答 併合罪に付いて二個以上の裁判があつたときには、其二個の刑を併せて執行するのです。併し死刑を執行するときには、没收丈けは附加するけれども、これを除いた外は他の懲役だの禁錮だのといふ併せるべき刑を執行しないのです。これは本人が死ぬのだから、併せても其實行が出来ないからです。それから死刑の次の無期の懲役、又は無期の禁錮を執行するときには、罰金、科料、没收を除く外は、他の有期の刑を執行しないのです。何しろ本人が無期で、一生涯受刑するのだから、他の有期刑を科する實行が出来ないからです。

有期の懲役か又は有期の禁錮の執行は、併合の其内の一番重い罪に付いて定めた刑の長期に其長期の半數を加へたものを超えることは出来ないといふ規定したので。此長期が二年なれば、其半數の一年加へて三年である。それを超して三年半にも四年にも出来ないのです。

第五十二條 併合罪ニ付キ處断セラレタル者或罪ニ付キ大赦ヲ受ケタル場合ニ於テハ特大赦ヲ受ケザル罪ニ付キ刑ヲ定ム

問 此條は如何ですか。答 併合罪に付いて處断せられた者が、或る罪の例へば内亂の罪ならば内亂の罪に付いて大赦を受けて、其罪だけが無罪同様に刑を執行されないことになつた場合には、別段に大赦を受けない罪に付いて刑を定めると規定したのです。

問 大赦とは。答 これは天皇陛下から特別に御赦しになる恩典であります。

第五十三條 拘留又ハ科料ト他ノ刑トハ之ヲ併科ス但第四十六條ノ場合ハ此限ニ在ラズ

問 此條の第一項は如何ですか。答 拘留でも科料でも他の懲役や禁錮などの刑とは併せて科するが、併し第四十六條の場合で、併合罪中に死刑の一罪があるときには、此限りでは無くて、併せ科することは出来ない」と規定したのです。

二個以上ノ拘留又ハ科料ハ之ヲ併科ス

問 此第二項は如何ですか。答 二個以上の拘留でも、又は科料でも、併せて科すると規定したのであります。

第五十四條 一個ノ行爲ニシテ數個ノ罪名ニ觸レ又ハ犯罪ノ手段若クハ結果タル行爲ニシテ他ノ罪名ニ觸ルルトキハ其最モ重キ刑ヲ以テ處斷ス

問 此條の第一項は如何ですか。答 これは一個の金か物かを奪ふことの行爲で、詐欺にも、恐喝にも、窃盜にも、強盜にも、文書偽造にも、幾つもの罪の名に觸れたり、又は罪を犯す手段、火を放けて置いて騒がして窃盜しようとするか、結果たる人殺しかの行爲で、他の罪名に觸れるときには、其最も重い、無期懲役とか長い刑期の懲役とかで處斷ると規定したのです。

第四十九條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ適用ス

問 此第二項は如何ですか。答 これは第四十九條第二項の二個以上の没収は併せて科すとの規定は、前の第一項の場合に當はめ用ゐると規定したのです。

第五十五條 連續シタル數個ノ行爲ニシテ同一ノ罪名ニ觸ルルトキハ一罪トシテ之ヲ處斷ス

問 此條は如何ですか。答 連り續いた幾つもの行爲で同一の罪名に觸れるときには一つの罪として處斷るので、文書偽造の行爲のやうにもあり、強迫の様にもあり、種々數々の行爲があつても、何の行爲から見ても詐欺取財と認めれば其同一の罪名に詐欺恐喝罪として、一つく數々の罪とせず、一個の罪として處斷す

ると規定したのです。

第十章 累犯

問 累犯といふのは如何いふ犯罪ですか。答 これは併合罪のやうに同時に發覺せず
に、一個の罪の處刑を受けて、其執行が終つて、後に又罪を犯して再犯となつて、そ
れも處刑の執行が終つて、又罪を犯して、三犯四犯と累ねて罪を犯した處分をするの
です。

第五十六條 懲役ニ處セラレタル者其執行ヲ終リ又ハ執行ノ免除ア

リタル日ヨリ五年内ニ更ニ罪ヲ犯シ有期懲役ニ處ス可キトキハ之
ヲ再犯トス

問 此條の第一項は如何ですか。答 懲役に處せられた者が、其刑の執行を受け終つ
たか、又は執行を免除せられたか、どちらかであつたとき、其日から五年の内に、更
に罪を犯して、それを有期懲役に處するときは再犯とすると規定したのであります。

懲役ニ該ル罪ト同質ノ罪ニ因リ死刑ニ處セラレタル者其執行ノ免
除アリタル日ヨリ又ハ減輕ニ因リ懲役ニ減輕セラレ其執行ヲ終リ
若クハ執行ノ免除アリタル日ヨリ前項ノ期間内ニ更ニ罪ヲ犯シ有
期懲役ニ處ス可キトキ亦同ジ

問 此第二項は如何ですか。答 これは懲役に該る罪と同じ性質の罪に因つて死刑に
處せられた者が、其執行の免除があつた日から五年の内、又は刑を減じて軽くするに
因つて、死刑を懲役に輕められ、其執行を終つたか、若くは執行の免除があつた日か
ら五年内に、更に罪を犯して、それを有期懲役に處するときにも、何れも再犯とする
と規定したのであります。

併合罪ニ付キ處斷セラレタル者其併合罪中懲役ニ處ス可キ罪アリ
タルトキハ其罪最重ノモノニ非スト雖モ再犯例ノ適用ニ付テハ懲
役ニ處セラレタルモノト看做ス

問 此第三項は如何ですか。答 これは併合罪に付いて處斷せられた者が、其併合罪中に懲役に處する罪があつたときには、其罪は一番重いもので無くても、再犯例の適用に付ては、懲役に處せられたものと看做すと規定したのであります。

第五十七條 再犯ノ刑ハ其罪ニ付キ定メタル懲役ノ長期ノ二倍以下トス

問 此條は如何ですか。答 再犯の刑は初犯の刑よりは重くすることで、其犯罪に付いて定めた懲役の長期の二倍以下として處斷するのです。例へば長期が四年なれば八年以下で處斷するのです。

第五十八條 裁判確定後再犯者タルコトヲ發見シタルトキハ前條ノ規定ニ從ヒ加重ス可キ刑ヲ定ム

問 此條は如何ですか。答 これは裁判確定前には初めて罪を犯した者だと思つて居た處が、裁判が確定した後に再犯者だと發見したときには、前の第五十七條の規定に

したが、其罪に付いて定めた懲役の長期の二倍以下として、重くする刑を定めると規定したのであります。

懲役ノ執行ヲ終リタル後又ハ其執行ノ免除アリタル後發見セラレタル者ニ付テハ前項ノ規定ヲ適用セズ

問 此第二項は如何ですか。答 これは懲役の刑の執行を終つた後か、又は其執行の免除があつた後に、再犯者といふことを發見だしても、前項の刑を重くする規定を適用しないのであります。

第五十九條 三犯以上ノ者ト雖モ仍ホ再犯ノ例ニ同ジ

問 此條は如何ですか。答 これは三犯以上の者でも矢張り再犯の例と同じことだと規定したのであります。

第十一章 共犯

問 共犯と云ふのは如何いふ犯罪ですか。答 二人以上の者が共同して犯した罪であ

ります。

第六十條 二人以上共同シテ犯罪ヲ實行シタル者ハ皆正犯トス

問 此條は如何ですか。答 二人以上が共同して犯罪した者は皆正犯とすると規定したのであります。

第六十一條 人ヲ教唆シテ犯罪ヲ實行セシメタル者ハ正犯ニ準ズ

問 此條第一項は如何ですか。答 人に教へて唆かけて罪を犯させた者は、前條に規定した正犯に準ずると規定したのです。

教唆者ヲ教唆シタル者亦同ジ

問 此第二項は如何ですか。答 教へて唆かける者を、後へ廻つて教へて唆かけた者も同じく正犯に準ずると規定したのです。

第六十二條 正犯ヲ幫助シタル者ハ從犯トス

問 此條の第一項は如何ですか。答 正犯を幫つて助けた者は從犯とすると規定した

のであります。

從犯ヲ教唆シタル者ハ從犯ニ準ズ

問 此第二項は如何ですか。答 これは從犯をせよと教へて唆かけた者は、從犯に準ずると規定したのです。

第六十三條 從犯ノ刑ハ正犯ニ照シテ減輕ス

問 此條は如何ですか。答 從犯の刑は正犯の刑に照して、正犯よりは減じて軽くすると規定したのです。

第六十四條 拘留又ハ科料ノミニ處ス可キ罪ノ教唆者及ビ從犯ハ特別ノ規定アルニ非ザレハ之ヲ罪セス

問 此條は如何ですか。答 拘留や科料ばかりに處する罪の、教へて唆かける者と、拘留や科料ばかりに處する罪の從犯は、特別の規定が無ければ通例罰しないと規定したのであります。

第六十五條 犯人ノ身分ニ因リ構成ス可キ犯罪行為ニ加功シタルト

キハ其身分ナキ者ト雖モ仍ホ共犯トス

問 此條の第一項は如何ですか。答 これは罪を犯す人の身分、例へば官吏なれば官吏にあるべきことに因つて構成す犯罪の所爲に力を添へたときには、其官吏の身分が無い者でも矢張り共犯とすると規定したのです。問 身分と云ふのは官吏ばかりですか。答 いへく、何業の身分、尊属の身分と云ふ様に、其人獨得の身分資格です。

身分ニ因リ特ニ刑ノ輕重アルトキハ其身分ナキ者ニハ通常ノ刑ヲ科ス

問 此第二項は如何ですか。答 官吏ならば官吏の身分に因つて別段に刑の軽い重いがあるときには、其身分の無い者には通常の刑を科すると規定したのです。例へば官吏が賄賂を取る罪を犯したとき、官吏の身分の無い者が共同して力を添へたれば、共犯であるけれども、官吏は濫職の罪で處刑して、官吏の身分の無い者は通常の刑を科

するのです。

第十二章

酌量減輕

問 酌量減輕とは何の事ですか。答 これは罪を犯した者の情狀を酌量つて、思ひやるべき事があれば、處刑を減じて軽くすることです。

第六十六條

犯罪ノ情狀憫諒ス可キモノハ酌量シテ其刑ヲ減輕スル

コトヲ得

問 此條は如何ですか。答 罪を犯した情狀を憫れと思つて諒やりしてやられるものは、情を酌量つて其刑を減じて軽くすることが出來ると規定したのであります。

第六十七條

法律ニ依リ刑ヲ加重又ハ減輕スル場合ト雖モ仍ホ酌量

減輕ヲ爲スコトヲ得

問 此條は如何ですか。答 これは法律に依つては、刑を加へて重くしたり、又は減じて軽くする場合でも、矢張り情を酌量つて刑を軽くすることが出來ると規定したの

であります。

第十三章

加減例

問 加減例とは如何云ふ事ですか。答 これは處刑を加へて重くしたり、又は減じて軽くしたりする例であります。

第六十八條 法律ニ依リ刑ヲ減輕ス可キ一個又ハ數個ノ原由アルト

キハ左ノ例ニ依ル

一 死刑ヲ減輕ス可キトキハ無期又ハ十年以上ノ懲役若クハ禁錮トス

二 無期ノ懲役又ハ禁錮ヲ減輕ス可キトキハ七年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮トス

三 有期ノ懲役又ハ禁錮ヲ減輕ス可キトキハ其刑期ノ二分ノ一ヲ減ズ

四 罰金ヲ減輕ス可キトキハ其金額ノ二分ノ一ヲ減ズ

五 拘留ヲ減輕ス可キトキハ其長期ノ二分ノ一ヲ減ズ

六 科料ヲ減輕ス可キトキハ其多額ノ二分ノ一ヲ減ズ

問 此條は如何ですか。答 法律に依つて刑を減じて軽くする一個の原由や數個の原由のあるときは、左に記載せる例に依ると規定したのです。一から六までを能く見なさい。問 一は如何なわけですか。答 死刑を減輕すべきときには、無期懲役が十年以上の懲役か、若くは無期禁錮か十年以上の禁錮かにするのです。問 二は如何ですか。答 無期の懲役又は無期の禁錮を減輕すべきときには、七年以上の有期の懲役か又は七年以上の禁錮にするのです。問 三は如何ですか。答 有期の懲役又は有期の禁錮を減輕すべきときには、其處刑期間の二分の一、即ち半分に減すのです。四から六までは別段解かすとも知れて居ませう。

第六十九條 法律ニ依リ刑ヲ減輕ス可キ場合ニ於テ各本條ニ二個以

上ノ刑名アルトキハ先ツ適用ス可キ刑ヲ定メ其刑ヲ減輕ス

問 此條は如何ですか。答 これは法律に依つて刑を減輕する場合に、何の罪く
とある第二編の各の本條に懲役と罰金と云ふやうに二個以上の刑名があるときには、
先づ當はめ用ゐるべき刑で、懲役と定められたれば其懲役の刑を減輕し、罰金と定め
れば其罰金の刑を減輕すると規定したのであります。

第七十條 懲役、禁錮又ハ拘留ヲ減輕スルニ因リ一日ニ滿タザル時

間ヲ剩ストキハ之ヲ除棄ス

問 此條第一項は如何ですか。答 これは懲役でも禁錮でも、又は拘留でも、減輕く
するに因つて一日に滿たない時間を剩すときには、それは除けて棄てると規定したの
です。

罰金又ハ科料ヲ減輕スルニ因リ一錢ニ滿タザル金額ヲ剩ストキ亦
同シ

問 此第二項は如何ですか。答 罰金でも科料でも、減輕するに因つて一錢に滿た
ない金額を剩すときには、前項と同じく除けて棄てると規定したのです。

第七十一條 酌量減輕ヲ爲ス可キトキ亦第六十八條及ビ前條ノ例ニ
依ル

問 此條は如何ですか。答 これは情狀を酌量して罪を軽くするときも、第六十八
條や前の第六十九條の例に依ると規定したのです。

第七十二條 同時ニ刑ヲ加重減輕ス可キトキハ左ノ順序ニ依ル

- 一 再犯加重
- 二 法律上ノ減輕
- 三 併合罪ノ加重
- 四 酌量減輕

問 此條は如何ですか。答 これは同時に刑を加へて重くしたり、減して軽くしたり

するときは、左に記す一、二、三、四の順序に依るのです。加重は重くすること、減輕は軽くすることですから一から四まで能く見なさい。

第二編 罪

問 罪とは。答 法律で禁めてあることを犯すのです。此編には其犯罪者を處罰することを規定してあります。

第一章 皇室ニ對スル罪

問 皇室とは如何ですか。答 天皇陛下の御家と、皇族の御家とで、此御方々を一切總てを申すのであります。

第七十三條 天皇、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子又ハ皇太孫ニ對シ危害ヲ加ヘ又ハ加ヘントシタル者ハ死刑ニ處ス

問 此條は如何ですか。答 天皇、天皇陛下の御祖母様に當らせられる太皇太后、天皇陛下の御母様に當らせられる皇太后、皇后、皇太子、又は皇太孫に對して、此内の何方様へでも、御身を危うくする害を仕かけ、又は仕かけんとした者は死刑に處すると規定したのであります。

第七十四條 天皇、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子又ハ皇太孫ニ對シ不敬ノ行爲アリタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

問 此條の第一項は如何ですか。答 これは 天皇、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子、又は皇太孫に對して不敬の行爲があつた者は三月以上五年以下の懲役に處すると規定したのであります。

神宮又ハ皇陵ニ對シ不敬ノ行爲アリタル者亦同シ

問 此第二項は如何ですか。答 これは伊勢の太神宮、又は御歴代の天皇陛下の皇陵に對して不敬の行爲があつた者は、前の第一項の通り、三月以上五年以下の懲役に處すると規定したのであります。

第七十五條 皇族ニ對シ危害ヲ加ヘタル者ハ死刑ニ處シ危害ヲ加ヘ

ントシタル者ハ無期懲役ニ處ス

問 此條は如何ですか。答 これは皇族に對して御身を危うくする害を仕かけた者は死刑に處し、危害を仕かけんとした者は無期懲役に處すると規定したのです。

第七十六條 皇族ニ對シ不敬ノ行爲アリタル者ハ二月以上四年以下

ノ懲役ニ處ス

問 此條は如何ですか。答 これは、皇族に對して不敬の行爲があつた者は、二月以上四年以下の懲役に處すると規定したのです。

第二章 内亂ニ關スル罪

問 内亂とは。答 日本國の中で、謀叛事を企圖んで暴動を起すことす。

第七十七條 政府ヲ顛覆シ又ハ邦土ヲ僭竊シ其他朝憲ヲ紊亂スルコ

トヲ目的トシテ暴動ヲ爲シタル者ハ内亂ノ罪ト爲シ左ノ區別ニ從

テ處斷ス

一 首魁ハ死刑又ハ無期禁錮ニ處ス

二 謀議ニ參與シ又ハ群衆ノ指揮ヲ爲シタル者ハ無期又ハ三年以上

上ノ禁錮ニ處シ其他諸般ノ職務ニ從事シタル者ハ一年以上十

年以下ノ禁錮ニ處ス

三 附和隨行シ其他單ニ暴動ニ于與シタル者ハ三年以上ノ禁錮ニ

處ス

問 此條は如何ですか。答 これは政府を顛覆すると云つて、政府が持てないやうにすることを目的としたり、又は邦土を竊んで僭王にならうとしたり、其他 天皇陛下が御定め遊ばされた憲法や總ての法律を守らずに、それを紊亂することを目的としたり、是等の目的で暴動を爲た者は、内亂の罪として、左に書いた區別に従つて處斷するのです。問 一の首魁と云ふのは。答 發黨人であります。問 二の謀議に參與しと云

ふのは。答 謀議とは相談すること、參與と云ふのは、機密の謀議相談に與はる重なる參謀役たる相談人の事です。問 群衆ノ指揮ヲ爲シタル者とは。答 暴動の味方を爲るに付いて群つた衆くの者を指揮して暴動を働かせた者です。以上の二様の犯罪人は、無期の禁錮か又は三年以上の禁錮に處せられるのです。問 其他諸般ノ職務ニ従事シタル者とは。答 以上の二様の犯罪の他、暴動に就ての諸般の職務に従事した者で、是等の者は一年以上十年以下の禁錮に處せられるのです。問 三の附加隨行シとは。答 これは暴動する者に付き加はつて隨行つた者です。問 單ニ暴動ニ干與シタル者とは。單だ主意も何も無しに暴動に干與はつただけの者と云ふ事で、是等の人は三年以下の禁錮に處するのであります。

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス但前項第三號ニ記載シタル者ハ此限ニ在ラズ

問 此第二項は如何ですか。答 前の第一項の未だ仕遂げない罪は、仕遂げなくても免さずに罰する。が、前項の三の、附加隨行し其他暴動に干與した者だけは此限りで

は無くて、未だ遂げなければ罰しないと規定したのであります。

第七十八條 内亂ノ豫備又ハ陰謀ヲ爲シタル者ハ一年以上十年以下ノ禁錮ニ處ス

問 此條は如何ですか。答 これは内亂を起す豫備をしたり、又は内亂を起さんと思つて、内々陰謀を爲た者は、一年以上十年以下の禁錮に處すると規定したのです。

第七十九條 兵器、金穀ヲ資給シ又ハ其他ノ行爲ヲ以テ前二條ノ罪ヲ幫助シタル者ハ七年以下ノ禁錮ニ處ス

問 此條は如何ですか。答 これは兵器や、金銭や、米麥などの兵糧に用へる物を資給ぎ、又は其他の行爲で、前の第七十七條、第七十八條の罪を幫ひ助けた者は、七年以下の禁錮に處すると規定したのです。

第八十條 前二條ノ罪ヲ犯スト雖モ未ダ暴動ニ至ラザル前自首シタル者ハ其刑ヲ免除ス

問 此條は如何ですか。答 前の第七十八條の規定の、内亂の豫備をしたり陰謀を爲した者と、第七十九條の規定の、兵器や金穀を資給いだり又は其他の行爲で、第七十七條、第七十八條の犯罪を幫ひ助けた者でも、未だ暴動に至らぬ前に自首した者は處刑を免せられる。

第三章 外患ニ關スル罪

問 外患と云ふのは何ですか。答 外國から戦争を仕かけて、戦争になることです。

第八十一條 外國ニ通謀シテ帝國ニ對シ戰端ヲ開カシメ又ハ敵國ニ

與シテ帝國ニ抗敵シタル者ハ死刑ニ處ス

問 此條は如何ですか。答 外國へ日本の様子を知らせて味方して、我が日本帝國に對して戦争の端を開かせ、又は敵となつた國に味方して日本帝國に抗つて敵した者は死刑に處すると規定したのです。

第八十二條 要塞、陣營、軍隊、艦船其他軍用ニ供スル場所又ハ建

造物ヲ敵國ニ交付シタル者ハ死刑ニ處ス

問 此條の第一項は如何ですか。答 要塞や、兵が陣取つて居る兵營、軍隊、軍艦、御用船、其他軍用に供ふ場所、又は軍用の建造物を敵の國へ交付した者は死刑に處すると規定したのです。

兵器、彈藥其他軍用ニ供スル物ヲ敵國ニ交付シタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス

問 此第二項は如何ですか。答 これは兵器で、即ち戦争する道具や彈藥、其他軍用に供ふ物を敵の國に交付した者は、死刑か又は無期懲役に處すると規定したのです。

第八十三條 敵國ヲ利スル爲メ要塞、陣營、艦船、兵器、彈藥、汽

車、電車、鐵道、電線其他軍用ニ供スル場所又ハ物ヲ損壞シ若クハ使用スルコト能ハザルニ至ラシメタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス

問 此條は如何ですか。答 これに敵の國に利益を得させる爲めに、我が日本國の要塞兵が陣取つて居る兵營、軍艦、御用船、銃砲、大砲、刀劍などの兵器、彈藥、汽車、電車、鐵道、電線、其他軍用に供ふ場所、軍用に供ふ物を損じさせ壞し、若くは使ふこへが出来ないやうに至らせた者は、死刑か又は無期懲役に處すると規定したのであります。

第八十四條 帝國ノ軍用ニ供セザル兵器、彈藥其他直接ニ戰鬪ノ用ニ供ス可キ物ヲ敵國ニ交付シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

問 此條は如何ですか。答 これは日本帝國の軍用に供はない兵器、彈藥、其他直接に戰鬪の用に供ふべきものを敵の國へ交付した者は、無期懲役か又は三年以上の懲役に處すると規定したのです。

第八十五條 敵國ノ爲メニ間諜ヲ爲シ又ハ敵國ノ間諜ヲ幫助シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ五年以上ノ懲役ニ處ス

問 此條の第一項は如何ですか。答 これは敵の國の爲めに我が日本國の様子を探る間諜を爲たり、又は敵の國から我が日本の様子を探る間諜を幫つて助けた者は、死刑か、又は無期懲役か、若くは五年以上の懲役に處すると規定したのです。

軍事上ノ機密ヲ敵國ニ漏泄シタル者亦同ジ

問 此第二項は如何ですか。答 戰爭に付ての機密を敵の國に漏らした者も、前項と同じく死刑か、又は無期懲役か、若くは五年以上の懲役に處すると規定したのであります。

第八十六條 前五條ニ記載シタル以外ノ方法ヲ以テ敵國ニ軍事上ノ利益ヲ與ヘ又ハ帝國ノ軍事上ノ利益ヲ害シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス

問 此條は如何ですか。答 前の第八十一條から第八十五條までの五ヶ條に記載せた

外の方法で敵の國に戦争に付ての利益を與へるか、又は日本帝國の戦争に付ての利益を害した者は、二年以上の有期懲役に處すると規定したのです。

第八十七條 前六條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

問 此條は如何ですか。答 前の第八十一條から第八十六條までの六ヶ條の罪は、未だ仕遂げなくとも罰すると規定したのであります。

第八十八條 第八十一條乃至第八十六條ニ記載シタル罪ノ豫備又ハ陰謀ヲ爲シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

問 此條は如何ですか。答 これは第八十一條から第八十六條までに記載せた罪の豫備したり、又は陰謀を爲た者は、一年以上十年以下の懲役に處すると規定したのであります。

第八十九條 本章ノ規定ハ戰時同盟國ニ對スル行爲ニ亦之ヲ適用ス

問 此條は如何ですか。答 此第三章の第八十一條から第八十八條までの規定は、戦争の時に攻守同盟を約束してある國に對する行爲でも、我が日本帝國に對して犯したと同様に適用する。英國は我が國の同盟國であれば、英國の利益を爲しても、我が日本國に利益を與へたのと同じことに罰するのであります。問 これに戰時同盟國とあるは如何の事ですか。答 これは英國のみならず、今にも外國と戦争することに於て、其場合で俄に何國と同盟するかも知れません。其時の同盟國を法律で規定して置くのです、例へば米國と同盟したれば、米國に對しての犯罪は、日本に對しての犯罪も同様に處罰するのです。

第四章 國交ニ關スル罪

問 國交とは何の事ですか。答 これは日本と諸外國と交際することです。

第九十條 帝國ニ滞在スル外國ノ君主又ハ大統領ニ對シ暴行又ハ脅

迫ヲ加ヘタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

問 此條の第一項は如何ですか。答 これは我が日本帝國に滞在する外國の皇帝、國

王、又は大統領に對して暴行を仕かけるか、又は脅し迫つた者は一年以上十年以下の懲役に處すると規定したのです。

帝國ニ滞在スル外國ノ君主又ハ大統領ニ對シ侮辱ヲ加ヘタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス但外國政府ノ請求ヲ待テ其罪ヲ論ズ

問 此第二項は如何ですか。答 これは我が日本帝國に滞在する外國の皇帝、國王、又は大統領に對して、侮辱辱めた者は三年以下の懲役に處する。併し外國の政府から侮辱を咎めて、犯罪人を罰して呉れよとの請求がありたれば罰すと規定したのであります。

第九十一條 帝國ニ派遣セラレタル外國ノ使節ニ對シ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

問 此條の第一項は如何ですか。答 これは日本帝國へ派遣せられた外國の使節官吏に對して暴行を仕かけたか、又は脅迫した者は、三年以下の懲役に處すると規定したのです。問 派遣せられたとは。答 皇帝又は大統領から申付られて來た使役の人です。

帝國ニ派遣セラレタル外國ノ使節ニ對シ侮辱ヲ加ヘタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス但被害者ノ請求ヲ待テ其罪ヲ論ズ

問 此第二項は如何ですか。答 これは日本帝國へ派遣せられた外國の使節官吏に對して、侮辱辱めた者は二年以下の懲役に處する。併し侮辱せられた使節官吏が、犯罪人を罰して呉れよと請求するのを待つて其罪を論ずるのです。

第九十二條 外國ニ對シ侮辱ヲ加フル目的ヲ以テ其國ノ國旗其他ノ國章ヲ損壞、除去又ハ汚穢シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス但外國政府ノ請求ヲ待テ其罪ヲ論ズ

問 此條は如何ですか。答 これは外國に對して侮辱辱めるつもりで、其國の國旗でも、又は其他の國の章でも、損じさせ壞し、除け去り、又は汚穢した者は、二年以

下の懲役に處するか、又は二百圓以下の罰金に處する。併しこれは外國の政府からの請求を待つて其罪を論ずる。「請求が無ければ罪とはしないと規定した」のです。

第九十三條 外國ニ對シ私ニ戰鬪ヲ爲ス目的ヲ以テ其豫備又ハ陰謀ヲ爲シタル者ハ三月以上五年以下ノ禁錮ニ處ス但自首シタル者ハ其刑ヲ免除ス

問 此條は如何ですか。答 これは外國に對して私かに戰爭をするつもりで、其豫備をしたり、又は陰謀をした者は、三月以上五年以下の禁錮に處する。併し其筋へ白狀して出た者は其刑を免除して、無罪にすると規定したのであります。

第九十四條 外國交戰ノ際局外中立ニ關スル命令ニ違背シタル者ハ三年以下ノ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

問 此條は如何ですか。答 これは外國と外國と戰爭をして居るとき、我が日本國は其何方も味方せず局外中立であつて、政府から局外中立に關する命令があるに

も拘はらず、其命令に背いて一方の國に戰時禁錮の物などを内々で送つたりした者は、三年以下の禁錮に處するか、又は千圓以下の罰金に處すると規定したのです。

第五章 公務ノ執行ヲ妨害スル罪

問 公務の執行とは何をすることをですか。答 公務とは官吏公吏が役向の事をするので執行とは實際其事をすることでありす。

第九十五條 公務員ノ職務ヲ執行スルニ當リ之ニ對シテ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

問 此條の第一項は如何ですか。答 これは公務員が役向の務めを實行するとき、それに暴行を仕かけたり、又は脅迫した者は、三年以下の懲役か、又は三年以下の禁錮に處すると規定したのであります。

公務員ヲシテ或處分ヲ爲サシメ若クハ爲サザラシムル爲メ又ハ其職ヲ辭セシムル爲メ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル者亦同シ

問 此第二項は如何ですか。答 これは公務員に或る處分を爲せる爲めか、若くば爲さない爲めか、又は辭職をさせる爲めか、強て其無理な目的を達しようとして、其公務員に暴行を仕かけたり、又は脅迫をした者も、同じく三年以下の懲役か、又は三年以下の禁錮に處すると規定したのであります。

第九十六條 公務員ノ施シタル封印又ハ差押ノ標示ヲ損壞シ又ハ其他ノ方法ヲ以テ封印又ハ標示ヲ無効タラシメタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

問 此條は如何ですか。答 これは公務員が封を付けた封印でも、又は執達吏が差押の標示にした貼紙の封などを破つて、損壞させ、又は其他の方法で、封印や標示を破つて無効にした者は、二年以下の懲役か、又は三百圓以下の罰金に處すると規定したのであります。

第六章 逃走ノ罪

問 逃走とは何の事ですか。答 これは囚人が逃げ出すこととあります。

第九十七條 既決、未決ノ囚人逃走シタルトキハ一年以下ノ懲役ニ處ス

問 此條は如何ですか。答 これは既決の囚人でも、未決の囚人でも、逃げたときは、一年以下の懲役に處すると規定したのです。問 既決の囚人とは。答 これは罪人と決して監獄内に拘禁られて居る者です。問 未決とは。答 これは、まだ、罪人とも罪人でないとも決して無い、刑事被告人として監獄の内に留められて居る者です。

第九十八條 既決、未決ノ囚人又ハ勾引狀ノ執行ヲ受ケタル者拘禁場又ハ械具ヲ損壞シ若クハ暴行、脅迫ヲ爲シ又ハ二人以上通謀シテ逃走シタルトキハ三年以上五年以下ノ懲役ニ處ス

問 此條は如何ですか。答 これは既決の囚人でも、未決の囚人でも、勾引狀を受けて引立てられる者でも、拘禁場を損壞したり、手錠、腰繩などの械具を損壞したり、

若くは官吏に暴行をしたり、脅迫をしたり、又は二人以上言ひ合して逃走したときには、三月以上五年以下の懲役に處すると規定したのであります。

第九十九条 法令ニ因リ拘禁セラレタル者ヲ奪取シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

問 此條は如何ですか。答 これは法令に因つて監獄へでも、警察署の拘留所にでも拘禁られて居る者を奪ひ取つて放し助けたれば、其者は三月以上五年以下の懲役に處すると規定したのです。

第一百條 法令ニ因リ拘禁セラレタル者ヲ逃走セシムル目的ヲ以テ器具ヲ給與シ其他逃走ヲ容易ナラシム可キ行為ヲ爲シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

問 此條の第一項は如何ですか。答 これは法令に因つて監獄にでも拘留所にでも拘禁へられて居る者を逃がす目的で、手錠脱しや監獄破りに給與してやつたり、其他逃

げることを容易にさせる行為を爲た者は、三年以下の懲役に處すると規定したのです。前項ノ目的ヲ以テ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

問 此第二項は如何ですか。答 これは前の第一項の目的で暴行したり、又は脅迫をした者は三月以上五年以下の懲役に處すると規定したのであります。

第一百一條 法令ニ因リ拘禁セラレタル者ヲ看守又ハ護送スル者被拘禁者ヲ逃走セシメタルトキハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

問 此條は如何ですか。答 これは法令に因つて監獄にでも拘留所にでも拘禁られて居る者を、それを護る監獄官吏の看守や又は護つて送る巡查などが、拘禁られて居る囚人などを逃がしたときには一年以上十年以下の懲役に處すると規定したのであります。

第一百二條 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

問 此條は如何ですか。答 此第六章の犯罪を未だ仕遂げない者は免除さない。罰すると規定したのです。

第七章 犯人藏匿及ヒ證憑湮滅ノ罪

問 犯人藏匿とは何の事ですか。答 これは罪を犯した罪人を藏匿するのであります。

問 證憑湮滅とは何の事ですか。答 證憑になる物を隠して無くした者であります。

第二百三條 罰金以上ノ刑ニ該ル罪ヲ犯シタル者又ハ拘禁中逃走シタル者ヲ藏匿シ又ハ隱避セシメタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

問 此條は如何ですか。答 これは罰金以上の刑に該る罪を犯した者、又は監獄に拘禁られて居る者が、其拘禁中に逃げたのを藏匿つて置いたり、又は隠然そつと他へ避けさせた者は、二年以下の懲役か、又は二百圓以下の罰金に處すると規定したのです。

問 罰金以上の刑とあるからには、拘留や、科料の刑に該る罪を犯した者は無罪ですか。答 斯う規定してある以上は、それは罪としないのでせう。

第二百四條 他人ノ刑事被告事件ニ關スル證憑ヲ湮滅シ又ハ偽造、變造シ若クハ偽造、變造ノ證憑ヲ使用シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

問 此條は如何ですか。答 これは他人が犯罪者と認められて、監獄の未決監に入れられて居る、其刑事被告事件に關る證據物を無くしたり、又は證據物を偽造したり、變造たりしたり、若くは偽造變造の證據物を使用つた者は、二年以下の懲役か、又は二百圓以下の罰金に處すると規定したのであります。

第二百五條 本章ノ罪ハ犯人又ハ逃走者ノ親族ニシテ犯人又ハ逃走者ノ利益ノ爲メニ犯シタルトキハ之ヲ罰セズ

問 此條は如何ですか。答 此第七章の、犯罪人を藏匿つたり證據物を無くしたりする罪は、犯罪人が又は逃げた者の親族で、犯罪人が又は逃げた者の利益の爲めに犯し

たときには罰しないと規定したのです。問 これが若し犯罪人や逃げた者の利益の爲めで無くて、自分の利益の爲めに犯したれば如何でせうか。答 それは罰します。

問 親族と云ふものは大様は解つて居ますが、自分から見ると誰々が親族でありますか。

答 法律上で親族と云ふのは、民法に規定してある親族で、此親族に三通りあります。

問 それは何々ですか。答 六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族であります。

問 六親等内の血族とは何ですか。答 これは血を分けた者で、目上では、父、母、祖父、祖母、曾祖父、曾祖母、曾祖父の父母、曾祖父の祖父母、曾祖父の曾祖父の父母、兄弟姉妹、伯叔父、伯叔母、伯叔父の兄弟姉妹、祖父の兄弟姉妹の子、曾祖父の兄弟姉妹の子、曾祖父の兄弟姉妹の孫、目下では、子、孫、曾孫、曾孫の子、曾孫の孫、曾孫の曾孫、甥、姪、甥姪の子、甥姪の孫、甥姪の曾孫、從兄弟の子、從兄弟の孫です。

問 澤山あるものですね。配偶者は夫から言へば妻、妻から言へば夫で、連合の片方ですが、其今一つの三親等内の姻族と云ふのは誰々ですか。答 これは配偶者の血

族で、夫から見ても妻から見ても、配偶者の父、母、祖父、祖母、曾祖父、曾祖母、伯叔父、伯叔母、兄弟姉妹、兄弟姉妹の子です。左様なれば夫の父母から妻の血

族を姻族としますか。答 それは姻族とは出来ません。妻の父母から夫の血族を姻族とは出来ないで、何れも姻族とも出来ないので親族ではありません。何しろこれが

法律の定めです。問 養子は男にしても女にしても親族ですか。答 養子と云ふものは、他人から貰つたもので、血族でも姻族でも無いが、血族と同一の關係を生じます。

併し戸籍が入つて無いと然うはならないのです。問 もう此他に親族はありますか

答 まだあります。繼父、繼母と、繼子との間は、戸籍上に其名があれば血族と同一の關係を生じますし、又本妻たる嫡母と妻の子の庶子とは、これも血族と同一の關係を生じて、親族であります。問 法律上ではこれを知らんといけませんな。答 左様

です。左も無いと、とんだ思ひ違ひをします。

第八章 騷擾ノ罪

問 騷擾とは如何云ふ事ですか。答 これは大勢の人が集まつて、暴行をしたり脅迫

をしたりして、世間を騒がすのであります。

第百六條 多衆聚合シテ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタル者ハ騷擾ノ罪ト爲シ左ノ區別ニ從テ處斷ス

- 一 首魁ハ一年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス
- 二 他人ヲ指揮シ又ハ他人ニ率先シテ勢ヲ助ケタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス
- 三 附加隨行シタル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

問 此條は如何ですか。答 これは大勢の者が聚り合つて、暴行や脅迫をした者は、騷擾の罪として、左に記いた區別に從つて處刑すると規定したのです。問 一は如何ですか。答 首魁と云ふて、頭立つた者は一年以上十年以下の懲役か、又は一年以上十年以下の禁錮に處するのです。問 二は如何ですか。答 これは他人を指揮して騷擾の勢ひを助けたり、又は他人に率先つて騷擾の勢ひを助けた者は、何れも六月以上

七年以下の懲役か、又は六月以上七年以下の禁錮に處すると規定したのです。問 三は如何ですか。答 これは騷擾に付き加はつて、これに隨つて行た者は五十圓以下の罰金に處すると規定したのです。

第百七條 暴行又ハ脅迫ヲ爲ス爲メ多衆聚合シ當該公務員ヨリ解散ノ命令ヲ受クルコト三回以上ニ及ブモ仍ホ解散セサルトキハ首魁ハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處シ其他ノ者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

問 此條は如何ですか。答 これは暴行するか、又は脅迫をする爲めに多衆が聚り合つて、當該の公務員から解散せよ分れて還れよと命令けるのに、其命令を三回以上受けても仍ほ解れて散らないときには、其首魁は三年以下の懲役か、又は三年以下の禁錮に處して、其他の者は五十圓以下の罰金に處すると規定したのです。

第九章 放火及ビ失火ノ罪

問 放火とは。答 付火したことです。問 失火とは。答 火出し爲たことです。

第百八條 火ヲ放テ現ニ人ノ住居ニ使用シ又ハ人ノ現在スル建造物、
汽車、電車、艦船若クハ鑛坑ヲ燒燬シタル者ハ死刑又ハ無期若ク
ハ五年以上ノ懲役ニ處ス

問 此條は如何ですか。答 これは現に人が住居して居る家にも、又は人が現に這
入つて居る建造物にでも、人が現に乗つて居る汽車にでも、電車にでも、船にでも、
若くは人が探掘に這入つて居る鑛山の坑の中にでも、附火をして焼いた者は、死刑か、
又は無期懲役か、若くは五年以上の懲役に處すると規定したのです。

第百九條 火ヲ放テ現ニ人ノ住居ニ使用セズ又ハ人ノ現在セザル建
造物、艦船若クハ鑛坑ヲ燒燬シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處
ス

前項ノ物自己ノ所有ニ係ルトキハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

但公共ノ危険ヲ生ゼザルトキハ之ヲ罰セズ

問 此條は如何ですか。答 これは火を放つて現に人が住居して居る家を焼かうとせ
ずとも、家を焼き、又は人が現に在る建造物でも、船でも、若くは鑛山の坑でも焼
いた者は、二年以上の有期懲役に處する。併し前に記してある住居の家や建造物や船
や鑛山の坑が、自分の所有であつたならば、六月以上七年以下の懲役に處する。けれ
ども公共の危険と云つて、他人の所有物に迷惑をかけなかつたら、罰しないと規定し
たのであります。

第百十條 火ヲ放テ前二條ニ記載シタル以外ノ物ヲ燒燬シ因テ公共
ノ危険ヲ生ゼシメタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

問 此條の第一項は如何ですか。答 これは火を放つて前の第百八條の人の住居する
家や、人が這入つて居る建造物や、汽車や、電車や、艦船や、若くは鑛山の坑や、又
第百九條の、人が現在居ない建造物や、艦船や、鑛山の坑などを除いた外の物を焼い
て、それに因つて公共の危険を起した者は、一年以上十年以下の懲役に處すると規定

したのであります。

前項ノ物自己ノ所有ニ係ルトキハ一年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

問 此第二項は如何ですか。答 前の第一項の物が自分の所有であるときは、一年以下の懲役か、又は百圓以下の罰金に處すると規定したのです。

第一百一十條 第九條第二項又ハ前條第二項ノ罪ヲ犯シ因テ第八條又ハ第九條第一項ニ記載シタル物ニ延焼シタルトキハ三月以上十年以下ノ懲役ニ處ス

問 此條は如何ですか。答 これは第九條の第二項の、住家やら、建造物やら、艦船やら、鑛山の坑やら、前の第十條の右の外物やらが自分の所有であるのを焼いて、第八條第一項の人の住家や、人が現に在る建造物や、汽車や、電車や、艦船や、鑛山の坑や、第九條第一項の人が現に在ない建造物や、艦船や、鑛山の坑に焼ける

つて火が延びたときには、三月以上十年以下の懲役に處すると規定したのです。

前條第二項ノ罪ヲ犯シ因テ前條第一項ニ記載シタル物ニ延焼シタルトキハ三年以下ノ懲役ニ處ス

問 此第二項は如何ですか。答 前の第十條第二項の物を焼いたのが、自分の所有であつて、それが第一項に記載した物に延焼したときには、三年以下の懲役に處すると規定したのです。

第一百一十一條 第八條及ビ第九條第一項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

問 此條は如何ですか。答 これは第八條の放火罪と、第九條第一項の罪とは、未だ仕遂げなくても罰すると規定したのです。

第一百一十二條 第八條又ハ第九條第一項ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ其豫備ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス但情狀ニ因リ其刑ヲ免除スルコトヲ得

問 此條は如何ですか。答 これ第百八條や、第百九條第一項の放火罪を犯す目的で、其豫備を爲た者は、二年以下の懲役に處する。併し其火を放けた情狀を察して、情狀に因つて其刑を免除することが出來ると規定したのです。

第百十四條 火災ノ際鎮火用ノ物ノ隱匿又ハ損壞シ若クハ其他ノ方法ヲ以テ鎮火ヲ妨害シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

問 此條は如何ですか。答 これは火災で燃えて居るときに、火を鎮すに入用の物を隠したり、又は損じさせ壞したり、若くは他の方法で火を鎮すことを妨害げた者は一年以上十年以下の懲役に處すると規定したのです。

第百十五條 第百九條第一項及ビ第百十條第一項ニ記載シタル物自己ノ所有ニ係ルト雖モ差押ヲ受ケ、物權ヲ負擔シ又ハ賃貸シ若クハ保險ニ付シタルモノヲ燒燬シタルトキハ他人ノ物ヲ燒燬シタル者ノ例ニ同シ

問 此條は如何ですか。答 これは第百九條第一項の住家、建造物、艦船、鑛山の坑、第百十條第一項の其外の物が、自分の所有であつても、其物に差押を受けてあつたり、他人へ抵當に入れてあつたり、質に入れてあつたり、又は賃を取つて他人に貸してあつたり、若くは保險が付けてあつたりしてあるものを焼いたときには、他人の物を焼いた例と同じことで、第百九條第一項、又は第百十條第一項の規定で處罰しられると規定したのです。

第百十六條 火ヲ失シテ第百八條ニ記載シタル物又ハ他人ノ所有ニ係ル第百九條ニ記載シタル物ヲ燒燬シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

問 此條の第一項は如何ですか。答 これは附火では無くて、失火で第百八條に記載した、人の居る住家や、建造物、汽車、電車、艦船、鑛山の坑、又は他人の所有の、第百九條に記載せた人の居ない建造物や、艦船や、鑛山の坑を焼いた者は、三百圓以下の罰金に處すると規定したのです。

火ヲ失シテ自己ノ所有ニ係ル第百九條ニ記載シタル物又ハ第百十條ニ記載シタル物ヲ燒燬シ因テ公共ノ危険ヲ生ゼシメタル者亦同ジ

問 此第二項は如何ですか。答 これは火を失して自分の所有の第百九條に記載せた人の居ない建造物や、艦船や、鑛山の坑、又は第百十條に記載せた其他の物を焼いて、それに因つて公共の危険を生させた者も同じく三百圓以下の罰金に處すると規定したのであります。

第百十七條 火藥、汽罐其他激發ス可キ物ヲ破裂セシメテ第百八條ニ記載シタル物又ハ他人ノ所有ニ係ル第百九條ニ記載シタル物ヲ損壞シタル者ハ放火ノ例ニ同ジ自己ノ所有ニ係ル第百九條ニ記載シタル物又ハ第百十條ニ記載シタル物ヲ損壞シ因テ公共ノ危険ヲ生ゼシメタル者亦同ジ

問 此條の第一項は如何ですか。答 これは火藥や汽罐や其他激しく發する物を破裂させて、第百八條に記載せた物で、人の住居する家や、人が現に在る建造物、汽車、電車、艦船、若くは鑛山の坑、又は他人の所有の第百九條に記載せた、人が現に居ない建造物や、艦船や、鑛山の坑を損じさせ壞した者は、火を放けたのでは無いが、火を放けた例と同じことである。さうして又自分の所有の第百九條に記載せた物、又は第百十條に記載せた物を損じさせ壞して、それに因つて公共の危険を生させた者も同じく火を放けた例と同様だと規定したのです。

前項ノ行爲過失ニ出デタルトキハ失火ノ例ニ同ジ

問 此二項は如何ですか。答 前の第一項の行爲が、過失から生つたときには失火の例と同じことだと規定したのです。

第百十八條 瓦斯、電氣又ハ蒸汽ヲ漏出若クハ流出セシメ又ハ之ヲ遮斷シ因テ人ノ生命、身體又ハ財産ニ危険ヲ生ゼシメタル者ハ三

年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

問 此條第一項は如何ですか。答 これは瓦斯でも、電氣でも、又は蒸汽でも漏れ出させたり、流れ出させたりさせ、又はそれを遮断り、それで人の生命、身体、又は財産に危険を生じさせた者は三年以下の懲役か、又は百圓以下の罰金に處すると規定したのであります。

瓦斯、電氣又ハ蒸汽ヲ漏出若クハ流出セシメ又ハ之ヲ遮断シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處断ス

問 此條は如何ですか。答 これは瓦斯、電氣、又は蒸汽を漏らし出させ、若しくは流出させ、又は遮断り、それで人を死なしたり、傷つかしたりした者は、傷害の罪に比較して、重きに從つて處断のたと規定したのです。

第十章

溢水及ヒ水利ニ關スル罪

問 溢水とは何の事ですか。答 水を溢らすことです。問 水利とは。答 水が能く

流れ通ることです。

第百十九條

溢水セシメテ現二人ノ住居ニ使用シ又ハ一人ノ現在スル

建造物、汽車、電車若クハ鑛坑ヲ浸害シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ三年以上ノ懲役ニ處ス

問 此條は如何ですか。答 これは川の水でも海の水でも、何の水でも溢らせて、現に人が住居して居る家に流しかけて、水つきにさせ、又は人が現に在る建造物、汽車、電車、若しくは鑛山の坑を水つかして害した者は、死刑か又は無期懲役か、若しくは三年以上の懲役に處すると規定したのです。

第百二十條

溢水セシメテ前條ニ記載シタル以外ノ物ヲ浸害シ因テ

公共ノ危険ヲ生ゼシメタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

問 此條の第一項は如何ですか。答 これは水を溢らせて、前の第百十九條に記載せられた外に物を浸かせて害し、それに因つて公共の危険を生させた者は、一年以上十

年以下の懲役に處すると規定したのです。

浸害シタル物自己ノ所有ニ係ルトキハ差押ヲ受ケ、物權ヲ負擔シ又ハ賃貸シ若クハ保險ニ付シタル場合ニ限り前項ノ例ニ依ル

問 此第二項は如何ですか。答 水つかして害した物が、自分の所有であるときには、差押を受けたら、其物を抵當に入れたり、質に入れたり、又は賃を取つて他人に貸したり、若くは保險が付けてある場合に限つて、前の第一項の例で、一年以上十年以下の懲役に處すると規定したのであります。

第二百一十一條 水害ノ際防水用ノ物ヲ隱匿又ハ損壞シ若クハ其他ノ方法ヲ以テ水防ヲ妨害シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

問 此條は如何ですか。答 水害の際に、水を防ぐに用いたる物を隠したり、又は損じさせ壞したり、若くは其他の方法で水を防ぐことを妨害した者は、一年以上十年以下の懲役に處すると規定したのです。

第二百二十二條 過失ニ因リ溢水セシメテ第一百十九條ニ記載シタル物ヲ浸害シタル者又ハ第一百二十條ニ記載シタル物ヲ浸害シ因テ公共ノ危険ヲ生ゼシメタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

問 此條は如何ですか。答 これは過失に因つて水を溢らせて、第一百十九條に記載せられた人の住居や、人が現に在る建造物、汽車、電車若くは鑛山の坑を浸して害した者、又は第一百二十條に記載せた、右の外の物を浸害して、それに因つて公共の危険を生させた者は三百圓以下の罰金に處すると規定したのです。

第二百二十三條 堤防ヲ決潰シ、水閘ヲ破壞シ其他水利ノ妨害ト爲ル可キ行爲又ハ溢水セシム可キ行爲ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

問 此條は如何ですか。答 川の堤防を決潰したり、水閘を破壊したり、其他水が利ける妨害になる行爲を爲し、又は水を溢らせる行爲を爲した者は、二年以下の懲役、若く

は二年以下の禁錮、又は二百圓以下の罰金に處すると規定したのです。

第十一章 往來ヲ妨害スル罪

問 往來とは。答 人が道を往來することです。

第二百二十四條 陸路、水路又ハ橋梁ヲ損壞又ハ壅塞シテ往來ノ妨害ヲ生ゼシメタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

問 此條は如何ですか。答 これは陸路、又海川の水路を、通られないやうにしたり、又は橋梁を損じさせ壞したり、又は壅塞いで、往來の妨害を生させた者は、二年以下の懲役か、又は二百圓以下の罰金に處すると規定したのです。

前項ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

問 此第二項は如何ですか。答 前の第一項の罪を犯して、それに因つて人を死なしたり傷つけたりした者は、傷害の罪に比較べて、重きに從つて處斷ると規定したので

す。

第二百二十五條 鐵道又ハ其標識ヲ損壞シ又ハ其他ノ方法ヲ以テ汽車

又ハ電車ノ往來ノ危険ヲ生ゼシメタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス

問 此條の第一項は如何ですか。答 これは鐵道でも、又は標識でも損じ壞したり、又は其他の方法で、汽車の往來でも、電車の往來でも、危険いことを生させた者は、二年以上の有期懲役に處すると規定したのです。

燈臺又ハ浮標ヲ損壞シ又ハ其他ノ方法ヲ以テ艦船ノ往來ノ危険ヲ生ゼシメタル者亦同ジ

問 此第二項は如何ですか。答 これは燈臺を損じさせ壞した者、又は浮標を損じさせ壞した者、又は其他の方法で艦船の往來に危険いことを生させた者は、前の第一項と同じく二年以上の有期懲役に處すると規定したのです。

第二百二十六條 人ノ現在スル汽車又ハ電車ヲ顛覆又ハ破壊シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

問 此條の第一項は如何ですか。答 これは人が現に乗つて居る汽車でも電車でも、顛覆したり、又は破壊したりした者は、無期懲役か、又は三年以上の懲役に處すると規定したのです。

人ノ現在スル艦船ヲ覆没又ハ破壊シタル者亦同ジ

問 此第二項は如何ですか。答 これは人が現に乗つて居る艦船を引くり返して水中へ沈めたり、又は破壊した者は、第一項と同じく無期懲役か、又は三年以上の懲役に處すると規定したのです。

前二項ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死ニ致シタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス

問 此第三項は如何ですか。答 前の二項の罪で、汽車でも電車でも艦船でも、人が乗つて居るのを引くり返したり破壊したりして、それに因つて人を死なした者は、死刑か又は無期懲役に處すると規定したのです。

第二百二十七條 第二百二十五條ノ罪ヲ犯シ因テ汽車又ハ電車ノ顛覆若クハ破壊又ハ艦船ノ覆没若クハ破壊ヲ致シタル者亦前條ノ例ニ同ジ

問 此條は如何ですか。答 これは第二百二十五條の罪を犯して、それに因つて汽車でも、電車でも引くり返したり、若くは破壊したり、又は艦船を引くり返したり、若くは破壊した者は、前の第二百二十六條の例と同じく、無期懲役か、又は三年以上の懲役に處すること、それに因つて人を死なしたれば、死刑か又は無期懲役に處すると規定したのであります。

第二百二十八條 第二百二十四條第一項、第二百二十五條及ビ第二百二十六條第一項、第二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

問 此條は如何ですか。答 これは第二百二十四條の第一項の陸路、水路又は橋梁を損壞したり、又は壅塞いで往來の妨害を生させ、第二百五條の鐵道又は其標識を損壞し又は其他の方法で汽車又は電車の往來の危険を生させ、燈臺又は浮標を損壞し、又は其他の方法で艦船の往來の危険を生させ、第二百二十六條第一項の人が現に乗つて居る汽車又は電車を引つくり返し又は破壊し、同條第二項の人が現に乗つて居る艦船を引つくり返し又は破壊することは、何れでも未だ仕遂げないでも、それを企圖んだ罪は罪する。未だ發しないと云つて決して免すことは無いと規定したのであります。

第二百二十九條 過失ニ因リ汽車、電車又ハ艦船ノ往來ノ危険ヲ生ゼ

シメ又ハ汽車、電車ノ顛覆若クハ破壊又ハ艦船ノ覆没若クハ破壊ヲ致シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

問 此條の第一項は如何ですか。答 これは過失で、汽車でも、電車でも、又は艦船でも、その往來の危険を生させ、又は汽車でも、電車でも引つくり返し、若くは破壊し、又は艦船を引つくり返し、若くは破壊することにさせたる者は、五百圓以下の罰金に處すると規定したのです。

其業務ニ従事スル者前項ノ罪ヲ犯シタルトキハ三年以下ノ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

問 此第二項は如何ですか。答 これは汽車に係つて居る者でも、電車に係つて居る車掌、運轉手でも、艦船に係つて居る者でも、其業務に従事つて居る者が、前の第一項の罪を犯したときには、三年以下の禁錮か、又は千圓以下の罰金に處すると規定したのであります。

第十二章 住居ヲ侵ス罪

問 住居を侵すとは何の事ですか。答 これは人の住居は城廓と同じく侵すべからずと云ふ法律の原則を侵して人が住居して居る家へ、聲も掛けずに、家の中へ上り込む理由も無いのに、上り込み這入込んで行くことであります。

第三百三十條 故ナク人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅、建造物若クハ艦船ニ侵入シ又ハ要求ヲ受ケテ其場所ヨリ退去セザル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

問 此條は如何ですか。答 これは這入る理由も無いのに、人が住居して居る家や、又は人が看守をして居る邸宅や、建造物や、若くは艦船へ侵入して這入り、又は主人や所有主から出て行けと云ふ要求を受けて、其場所から退いて出て行かない者は、三年以下の懲役か、又は五十圓以下の罰金に處すると規定したのです。

第三百三十一條 故ナク皇居、禁苑、離宮又ハ行在所ニ侵入シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

問 此條の第一項は如何ですか。答 これは這入るべき理由も無いのに、天皇陛下の御住居遊ばす皇居、皇居の外でも御前裁を遊ばす禁苑、御別荘に遊ばす離宮、又は御旅の宿と遊ばす行在所へ侵入して這入つた者は、三年以上五年以下の懲役に處すると規定したのです。

神宮又ハ皇陵ニ侵入シタル者亦同ジ

問 此第二項は如何ですか。答 これは伊勢の太神宮の境内の入り口を許されぬ處や、其外神宮と名の附く神社の同様の處、又は御歴代の天皇の御陵、其他皇室にかつた御墓所へ侵入して這入つた者も、第一項と同じく三月以上五年以下の懲役に處すると規定したのです。

第三百三十二條 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

問 此條は如何ですか。答 此第十二章の罪は、未だ仕遂げない罪でも罰すると規定したのです。

第十三章 秘密ヲ侵ス罪

問 秘密を侵すとは如何云ふ事ですか。答 これは隠すべき秘密事を、憚らずに人に知らすこととあります。

第三百三十三條 故ナク封緘シタル信書ヲ開披シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

問 此條は如何ですか。答 これ他人の信書をば開披する理由は無いのに、信書封緘を開披いた者は、中を読んで見たと見ないとに拘らず、一年以下の懲役か又は二百圓以下の罰金に處すると規定したのです。

第三百三十四條 醫師、藥劑師、藥種商、産婆、辯護士、辯護人、公證人又ハ此等ノ職ニ在リシ者故ナク其業務上取扱ヒタルコトニ付キ知得タル人ノ秘密ヲ漏泄シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

問 此條の第一項は如何ですか。答 これは他人の秘密事を隠してやらなきやならぬ職業の者が、自分が知つて居る他人の秘密事を漏らしたのを罰する規定であります。それで、醫師でも、藥劑師でも、藥種商でも、産婆でも、辯護士でも、辯護人でも、

公證人でも、又は是等の職業職務を今は廢めて居ても、前には爲て居つた者が、漏らすべき理由も無いのに、故なく其業務上で取扱つた事に付いて知つて居る他人の秘密を漏らして知らせたときには、六月以下の懲役か、又は百圓以下の罰金に處するのです。

宗教若クハ禱祀ノ職ニ在ル者又ハ此等ノ職ニ在リシ者故ナク其業務上取扱ヒタルコトニ付キ知得タル人ノ秘密ヲ漏泄シタルトキ亦同シ

問 此第二項は如何ですか。答 これは僧侶でも神職でも、基督教の牧師や傳道師でも、宗教に關つて居る者や、神佛に禱祀をする職柄に居る者、又は、今は此事を職として居なくても、以前爲て居た者が、知つて居る他人の秘密事を漏らした者を罰する規定で、漏らすべき理由も無いのに、故なく其業務上で取扱つた事に付いて、知つて居る他人の秘密を漏らしたときには、六月以下の懲役か、又は百圓以下の罰金に處す

ると規定したのです。

第三百二十五條 本章ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ズ

問 此條は如何ですか。答 此第十三章の犯罪は、信書の封緘を開かれたり、秘密事を漏らされて迷惑した者から、信書の封緘を開かれたり、秘密事を漏らした者を告訴するのを待つて罪を論じると規定したのです。

第十四章 阿片煙ニ關スル罪

問 阿片煙とは何の事ですか。答 これは煙草の葉に阿片を塗つて刻んだもので、人の健康を害するものであります。

第三百二十六條 阿片煙ヲ輸入、製造又ハ販賣シ若クハ販賣ノ目的ヲ以テ之ヲ所持シタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

問 此條は如何ですか。答 これは阿片煙草を外國から買入れたり、製造したり、又は販賣たり、若くは販賣つもりでそれを持つて居る者は六月以上七年以下の懲役に處

すると規定したのです。

第三百二十七條 阿片煙ヲ吸食スル器具ヲ輸入、製造又ハ販賣シ若クハ販賣ノ目的ヲ以テ之ヲ所持シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

問 此條は如何ですか。答 これは阿片煙草を吸食器具を外國から買入れたり、製造をしたり、又は販賣たり、若くは賣るつもりで持つて居る者は、三月以上五年以下の懲役に處すると規定したのです。

第三百二十八條 税關官吏阿片煙又ハ阿片煙吸食ノ器具ヲ輸入シ又ハ其輸入ヲ許シタルトキハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

問 此條は如何ですか。答 これは税關の官吏が、阿片煙草を外國から買入れたり、又は阿片煙草を吸食器具を外國から買入れたり、又は自分が買入なくても、他人が外國から買入れて、其荷物が港で荷揚げになつて、自分は役目だから検査して、それ

であれば取上げて其荷主を罪人にしなければならぬのに、知りつゝ、知らない顔して大目に見のがしたときには、一年以上十年以下の懲役に處すると規定したのです。

第三百二十九條 阿片煙ヲ吸食シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

問 此條の第一項は如何ですか。答 阿片煙草を吸つた者は、三年以下の懲役に處すると規定したのです。

阿片煙ヲ吸食スル爲メ房屋ヲ給與シテ利ヲ圖リタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

問 此第二項は如何ですか。答 これは阿片煙草を吸ふ爲めに房屋を其吸ひ場所に給與て、高い賃賃を取りなどして金利けしようとした者は六月以上七年以下の懲役に處すると規定したのです。

第三百四十條 阿片煙又ハ阿片煙吸食ノ器具ヲ所持シタル者ハ一年以下ノ懲役ニ處ス

問 此條は如何ですか。答 これは阿片煙草でも、又は阿片煙草を吸ふ器具でも、所持した者は一年以下の懲役に處すると規定したのです。

第三百四十一條 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

問 此條は如何ですか。答 此十四章にある罪は何れでも、未だ仕遂げなくても罰すると規定したのです。

第十五章 飲料水ニ關スル罪

問 飲料水に關する罪とは如何な罪ですか。答 これは人の飲む飲料水を悪くしたり水道に害したりした罪であります。

第三百四十二條 人ノ飲料ニ供スル淨水ヲ汚穢シ因テ之ヲ用フルコト能ハザルニ至ラシメタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

問 此條は如何ですか。答 これは人が飲料に供ふ淨水を汚穢して、それで用ふこと

が出来ないことに至らせた者は、六月以下の懲役か、又は五十圓以下の罰金に處すると規定したのであります。

第四百十三條 水道ニ由リ公衆ニ供スル飲料ノ淨水又ハ其水源ヲ汚穢シ因テ之ヲ用フルコト能ハザルニ至ラシメタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

問 此條は如何ですか。答 これは通常の淨水で無くて水道で衆くの人に供給する飲料の淨水を汚穢したり、又は其水道の源で、淨水が出て来る元を汚穢して、それで淨水を用ふことが出来ないことに至らせた者は、六月以上七年以下の懲役に處すると規定したのであります。

第四百十四條 人ノ飲料ニ供スル淨水ニ毒物其他人ノ健康ヲ害ス可キ物ヲ混入シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

問 此條は如何ですか。答 これは、人が飲料に供ふ淨水へ、毒になる物を混せ入れたり、其他の物でも人の健康を害する物を混せ入れた者は、三年以下の懲役に處すると規定したのであります。

第四百十五條 前三條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

問 此條は如何ですか。答 これは、前の第四百十二條の淨水を汚穢し、第四百十三條の水道の淨水や其水源を汚穢して用へないやうに至らせたり、第四百十四條の、淨水に毒などを混せ入れて、それに因つて飲んだ人を死なしたり、病氣を起させたり、傷つかしたり致せた者は、傷害の罪に比較して、重い方に從つて刑を處斷ると規定したのであります。

第四百十六條 水道ニ由リ公衆ニ供給スル飲料ノ淨水又ハ其水源ニ毒物其他人ノ健康ヲ害ス可キ物ヲ混入シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス因テ人ヲ死ニ致シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ五年以

上ノ懲役ニ處ス

問 此條は如何ですか。答 これは通常の淨水で無くて、水道で衆くの人に供給する飲料の淨水に毒な物や其他人の健康を害すべき物を混ぜ入れたり、又は其淨水が出て来る水源に毒な物や其他人の健康を害すべき物を混ぜ入れた者は二年以上の有期懲役に處する。それに因つて人をば死なした者は、死刑か、又は無期懲役か、若くは五年以上の懲役に處すると規定したのです。

第四百七十七條 公衆ノ飲料ニ供スル淨水ノ水道ヲ損壞又ハ壅塞シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

問 此條は如何ですか。答 これは衆くの人が飲料に供ふ淨水の水道を損じさせ壞した者。又は壅塞いで水が通らないことにした者は、一年以上十年以下の懲役に處すると規定したのです。

第十六章 通貨偽造ノ罪

問 通貨偽造とは何ですか。答 通用の貨幣を偽造するのです。

第四百四十八條 行使ノ目的ヲ以テ通用ノ貨幣、紙幣又ハ銀行券ヲ偽造又ハ變造シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

問 此條の第一項は如何ですか。答 これは、行使ふつもりで通用の貨幣、紙幣又は銀行券を偽造したり、又は變造した者は、無期懲役か、又は三年以上の懲役に處すると規定したのです。

偽造、變造ノ貨幣、紙幣又ハ銀行券ヲ行使シ又ハ行使ノ目的ヲ以テ之ヲ人ニ交付シ若クハ輸入シタル者亦同シ

問 此第二項は如何ですか。答 これは偽造したり、變造したりした貨幣や紙幣や、又は銀行券を行使ひ、又は行使ふつもりで人に交付し、若くは外國人から輸入した者は同じく無期懲役か、又は三年以上の懲役に處すると規定したのです。

第四百四十九條 行使ノ目的ヲ以テ内國ニ流通スル外國ノ貨幣、紙幣

又ハ銀行券ヲ偽造又ハ變造シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス

問 此條は如何ですか。答 此條は、行使ふつもりで内國に流通する外國の貨幣でも、紙幣でも、又は銀行券でも、偽造をしたり、變造をしたりした者は、二年以上の有期懲役に處すると規定したのであります。

偽造、變造ノ外國ノ貨幣、紙幣又ハ銀行券ヲ行使シ又ハ行使ノ目的ヲ以テ之ヲ人ニ交付シ若クハ輸入シタル者亦同シ

問 此第二項は如何ですか。答 此條は、偽造や變造の外國の貨幣や紙幣、又は銀行券を行使したり、又は行使ふつもりで人に交付したり、若くは外國人から輸入した者は同じく二年以上の有期懲役に處すると規定したのであります。

第五百十條 行使ノ目的ヲ以テ偽造、變造ノ貨幣、紙幣又ハ銀行券ヲ收得シタル者ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

問 此條は如何ですか。答 此條は行使ふつもりで偽造や變造の貨幣でも、紙幣でも、又は銀行券でも收得した者は、三年以上の懲役に處すると規定したのであります。

第五百十一條 前三條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

問 此條は如何ですか。答 此條は前の第四百十八條と、第四百十九條と、第五百十條との罪は、未だ仕遂げなくても罰すると規定したのであります。

第五百十二條 貨幣、紙幣又ハ銀行券ヲ收得シタル後其偽造又ハ變造ナルコトヲ知テ之ヲ行使シ又ハ行使ノ目的ヲ以テ之ヲ人ニ交付シタル者ハ其名價三倍以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス但一圓以下ニ降スコトヲ得ズ

問 此條は如何ですか。答 此條は、貨幣でも、紙幣でも、又は銀行券でも、收得した後、それが偽造だ、又は變造だと知つて、それを行使したり、又は行使ふつもりで人に交付した者は、其額面の價値の三倍以下の罰金か、又は科料に處する。併し一圓以下に降すことは出来ないとして規定したのであります。問 額面の價値の三倍倍とは、例

へば貨幣が二十錢銀貨なれば、名價は二十錢で、其三倍は六十錢ですか。答 左様です。それだと一圓以下ですが、一圓以下に降することが出来ないのだから、一圓に詰めて科料とするのであります。

第一百五十三條

貨幣、紙幣又ハ銀行券ノ偽造又ハ變造ノ用ニ供スル

目的ヲ以テ器械又ハ原料ヲ準備シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲

役ニ處ス

問 此條は如何ですか。答 これは貨幣でも紙幣でも、又は銀行券でも、これに偽造するか、又は變造をする用に供ふつもりで、器械でも、又は原料でも準備をした者は、三月以上五年以下の懲役に處すると規定したのです。

第十七章

文書偽造ノ罪

問 文書偽造とは何の事ですか。答 文書と云ふのは書類のことで、それを偽造することでありませう。

第一百五十四條

行使ノ目的ヲ以テ御璽、國璽若クハ御名ヲ使用シテ

詔書其他ノ文書ヲ偽造シ又ハ偽造シタル御璽、國璽若クハ御名ヲ使用シテ詔書其他ノ文書ヲ偽造シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲

役ニ處ス

問 此條の第一項は如何ですか。答 これは行使ふつもりで、天皇陛下の御自用の御印章や、國家の用に御用ゐなされる御印章や、若くは御名を使用つて、詔書や其他の御文書に偽造、又は偽造した御自用印でも、國家用の御印でも、若くは御名でも使用つて、詔書でも、其他の御文書でも偽造をした者は、無期懲役か、又は三年以上の懲役に處すると規定したのです。

御璽、國璽ヲ押捺シ又ハ御名ヲ署シタル詔書其他ノ文書ヲ變造シタル者亦同ジ

問 此第二項は如何ですか。答 これは真正の御璽でも國璽でも押して、御名を署い

た詔書や、其他の御文書を變造した者も前項と同じく無期懲役か又は三年以上の懲役に處すると規定したのです。

第一百五十五條 行使ノ目的ヲ以テ公務所又ハ公務員ノ印章若クハ署名ヲ使用シテ公務所又ハ公務員ノ作ル可キ文書若クハ圖畫ヲ偽造シ又ハ偽造シタル公務所又ハ公務員ノ印章若クハ署名ヲ使用シテ公務所又ハ公務員ノ作ル可キ文書若クハ圖畫ヲ偽造シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

問 此條の第一項は如何ですか。答 これは自分が行使ふつもりで、公務所の名を署いたり、公務所の印章を押したり、又は公務員の名を署いたり、公務員の印章を押したりして、公務所や公務員で作るべき文書でも、若くは圖でも、畫でも偽造を爲たり、又は偽造をした偽物の公務所の名を書いたり、偽物の公務所印章を押したり、又は偽物の公務員の名を署いたり、偽物の公務員印章を押して、公務所や公務員が作るべき文書でも、若くは圖でも畫でも偽造した者は、一年以上十年以下の懲役に處すると規定したのです。

公務所又ハ公務員ノ捺印若クハ署名シタル文書若クハ圖畫ヲ變造シタル者亦同ジ

問 此第二項は如何ですか。答 これは公務所の印を押したか、若くは名を署いた文書でも若くは圖でも畫でも變造し、又は公務員の印を押したか、若くは名を署いた文書でも、若くは圖でも畫でも變造した者は、第一項の規定と同じく一年以上十年以下の懲役に處すると規定したのです。

前二項ノ外公務所又ハ公務員ノ作ル可キ文書若クハ圖畫ヲ偽造シ又ハ公務所又ハ公務員ノ作リタル文書若クハ圖畫ヲ偽造シタル者ハ三年以上以下ノ懲役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

問 此第三項は如何ですか。答 これは前の第一項第二項の外、公務所や公務員が作

るべき文書若くは圖でも書でも偽造を爲たり、又は公務所や公務員が作った文書でも、圖でも書でも變造した者は、三年以下の懲役か、又は三百圓以下の罰金に處すると規定したのです。

第一百五十六條

公務員其職務ニ關シ行使ノ目的ヲ以テ虚偽ノ文書若クハ圖畫ヲ作り又ハ文書若クハ圖畫ヲ變造シタルトキハ印章、署名ノ有無ヲ區別シ前二條ノ例ニ依ル

問 此條は如何ですか。答 これは、公務員が其職務に關して行使ふ目的で、虚偽の文書でも、若くは圖でも書でも作つたり、又は文書でも、若くは圖でも書でも變造したときには、印章と署名の有ると無いとを區別して、前の第一百五十四條と第一百五十五條との例に依ると規定したのです。問 前の二條の例に依るとは。答 第一百五十四條の御璽や、國璽や御名を使つたものならば無期懲役か、又は三年以上の懲役に處するし、第一百五十五條の公務所や公務員の印章や署名を使用したならば、一年以上十年以

下の懲役に處するのです。

第一百五十七條

公務員ニ對シ虚偽ノ申立ヲ爲シ權利、義務ニ關スル公正證書ノ原本ニ不實ノ記載ヲ爲サシメタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

問 此條の第一項は如何ですか。答 これは公務員に對して虚偽の申立を爲たり、權利や義務に關する公正證書の原本に不實の記載を爲せた者は、二年以下の懲役か、又は百圓以下の罰金に處すると規定したのです。

公務員ニ對シ虚偽ノ申立ヲ爲シ免狀、鑑札又ハ旅券ニ不實ノ記載ヲ爲サシメタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

問 此第二項は如何ですか。答 これは公務員に對して、虚偽の申立を爲て、免狀でも、鑑札でも、又は旅券でも、不實の記載をさせた者は、六月以下の懲役か、又は五十圓以下の罰金に處すると規定したのです。

前二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

問 此第三項は如何ですか。答 前の二項の、公務員に虚偽の申立をして不實の記載をさせる罪は、未だ其の事を遂げなくても、發覺したれば罰すると規定したのであります。

第五百五十八條

前四條ニ記載シタル文書又ハ圖畫ヲ行使シタル者ハ

其文書又ハ圖畫ヲ偽造若クハ變造シ又ハ虚偽ノ文書若クハ圖畫ヲ作り又ハ不實ノ記載ヲ爲サシメタル者ト同一ノ刑ニ處ス

問 此條の第一項は如何ですか。答 これは前の第五百五十四條の詔書其他の文書の偽造、變造した者、第五百五十五條の公務所又は公務員の作る文書圖畫の偽造變造した者、第五百五十六條の公務員が其職務に關して作った偽道の文書圖畫、又は變造した文書圖畫、第五百五十七條の公務員に對して虚偽の申立を爲て不實の記載をさせた文書。是等の物を行使つた者は、其文書や圖や畫を偽造したり變造したりした者、又は虚偽の文

書や圖や畫を作つた者、又は不實の記載をさせた者と同じ刑に處すると規定したのであります。つまりが、行使つた者は、作つた者と同罪でありますから、處刑の處は其條の處を見れば知れます。

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

問 此第二項は如何ですか。答 前の第一項の犯罪は、未だ仕遂げなくても罰すると規定したのであります。

第五百五十九條

行使ノ目的ヲ以テ他人ノ印章若クハ署名ヲ使用シテ

權利、義務又ハ事實證明ニ關スル文書若クハ圖畫ヲ偽造シ又ハ偽造シタル他人ノ印章若クハ署名ヲ使用シテ權利、義務又ハ事實證明ニ關スル文書若クハ圖畫ヲ偽造シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

問 此條の第一項は如何ですか。答 これは自分が行使ふ目的で、他人の印章でも、

署名でも使つて、権利義務や、又は事實證明に關する證書、契約書などの文書や、若しくは圖や畫を偽造したり。又は偽物の他人の印章や署名を使つて、権利義務、又は事實證明に關する證書、契約書などや、若しくは圖や畫を偽造した者は、三月以上五年以下の懲役に處すると規定したのです。

他人ノ印章ヲ押捺シ若クハ他人ノ署名シタル權利、義務又ハ事實證明ニ關スル文書若クハ圖畫ヲ變造シタル者亦同ジ

問 此第二項は如何ですか。答 これは自分が他人の印章を竊んで押したり、若しくは自分が偽筆して他人の名を署いた、権利義務、又は事實證明に關する證書、契約書などの文書でも、若しくは圖でも畫でも變造したり書入れたりは、前の第一項と同じく三月以上五年以下の懲役に處すると規定したのであります。

前二項ノ外權利、義務又ハ事實證明ニ關スル文書若クハ圖畫ヲ偽造又ハ變造シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス、

問 此第三項は如何ですか。答 これは前の第一項第二項の外の權利義務、又は事實證明に關する證書や契約書などの書類、若しくは圖や畫を偽造したり、又は變造し書入れなどした者は、一年以下の懲役か、又は百圓以下の罰金に處すると規定したのです。

第六十條 醫師公務所ニ提出ス可キ診斷書、檢案書又ハ死亡證書ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタルトキハ三年以下ノ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

問 此條は如何ですか。答 これは醫者が公務所へ提出す診斷書にでも、檢案書にでも、又は死亡證書にでも、虚偽の記載を爲たときには、三年以下の禁錮か、又は五百圓以下の罰金に處すると規定したのです。

第六十一條 前二條ニ記載シタル文書又ハ圖畫ヲ行使シタル者ハ其文書又ハ圖畫ヲ偽造若クハ變造シ又ハ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者ト同一ノ刑ニ處ス

問 此條の第一項は如何ですか。答 これは前の第五十九條と第六十條とに記載せられた文書でも、圖でも、畫でも行使つた者は、其文書や、圖畫を偽造した者、若くは變造したり書入れたりした者、又は虚偽の記載をした者と同じ刑に處すると規定したのです。依て刑期は前の二ヶ條を見れば知れます。

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

問 此第二項は如何ですか。答 これは前の第一項の犯罪は、未だ仕遂げなくても罰する。仕遂げないとて、決して免除はしないと規定したのです。

第十八章 有價證券偽造ノ罪

問 有價證券とは何でありますか。答 これは公債證書や、株券、債券、約束手形、爲替手形の様な價のある證券です。

第六十二條 行使ノ目的ヲ以テ公債證書、官府ノ證券、會社ノ株券其他ノ有價證券ヲ偽造又ハ變造シタル者ハ三月以上十年以下ノ

懲役ニ處ス

問 此條の第一項は如何ですか。答 これは自分の利益の爲めに行使ふ目的で、公債證書や、政府から出した證券や、會社の株券や、其他の價がある證券を偽造したり、又は變造した者は、三月以上十年以下の懲役に處すると規定したのです。

行使ノ目的ヲ以テ有價證券ニ虚偽ノ記入ヲ爲シタル者亦同シ

問 此第二項は如何ですか。答 これは自分が利益の爲めに行使ふ目的で價の有る證券に、虚偽の記入を爲した者は、前の第一項と同じく三月以上十年以下の懲役に處すると規定したのです。

第六十三條 偽造、變造ノ有價證券又ハ虚偽ノ記入ヲ爲シタル有價證券ヲ行使シ又ハ行使ノ目的ヲ以テ之ヲ人ニ交付シ若クハ輸入シタル者ハ三月以上十年以下ノ懲役ニ處ス

問 此條の第一項は如何ですか。答 これは偽造か變造の價のある證券でも、又は虚

偽の記入を爲す價のある證券を、自分の利益の爲めに行使つたり、又は行使ふ目的で人に交付し、若くは外國の地から取入れた者は、三月以上十年以下の懲役に處すると規定したのです。

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

問 此第二項は如何ですか。答 前の第一項の罪は、未だ仕遂げなくても罰する。仕遂げないとして決して免さないと規定したのです。

第十九章 印章偽造ノ罪

問 印章は實印に限りますか。答 いへく實印に限りません。認印でも印章とします。

第六十四條 行使ノ目的ヲ以テ御璽、國璽又ハ御名ヲ偽造シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス

問 此條の第一項は如何ですか。答 これは行使ふ目的で、天皇陛下の御璽や國璽と申す御印章、又は御名を偽造した者は、二年以上の有期懲役に處すると規定したのです。

御璽、國璽又ハ御名ヲ不正ニ使用シ又ハ偽造シタル御璽、國璽又ハ御名ヲ使用シタル者亦同ジ

問 此第二條は如何ですか。答 これは真正の御璽でも、國璽でも、又は御名でも正しからぬことに使ひ、又は偽造の御璽でも、國璽でも、又は御名でも使つた者は、前の第一項と同じく二年以上の有期懲役に處すると規定したのです。問 不正とは。答 正當で無いことに用ゐるのです。

第六十五條 行使ノ目的ヲ以テ公務所又ハ公務員ノ印章若クハ署名ヲ偽造シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

問 此條の第一項は如何ですか。答 これは自分の利益の爲めに行使ふ目的で、公務所や公務員の印章を偽造したり、若くは公務所や公務員の名を偽筆した者は、三月以上五年以下の懲役に處すると規定したのです。

公務所又ハ公務員ノ印章若クハ署名ヲ不正ニ使用シ又ハ偽造シタル公務所又ハ公務員ノ印章若クハ署名ヲ使用シタル者亦同ジ

問 此第二項は如何ですか。答 これは、公務所や公務員の印章でも、若くは署名でも、不正に使つたり、又は偽造した公務所や公務員の印章でも、若くは署名でも使つた者は、前の第一項と同じく、三月以上五年以下の懲役に處すると規定したのです。

問 不正に使ふとは。答 役向で無いことに使ふのです。

第百六十六條 行使ノ目的ヲ以テ公務所ノ記號ヲ偽造シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

問 此條の第一項は如何ですか。答 これは、自分が行使ふ目的で、公務所の記號を偽造した者は、三年以下の懲役に處すると規定したのです。

公務所ノ記號ヲ不正ニ使用シ又ハ偽造シタル公務所ノ記號ヲ使用シタル者亦同ジ

問 此第二項は如何ですか。答 これは、公務所の記號を公務所用の外に不正に使つたり、又は偽物の公務所の記號を使つた者も前の第一項と同じく三年以下の懲役に處すると規定したのであります。

第百六十七條 行使ノ目的ヲ以テ他人ノ印章若クハ署名ヲ偽造シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

問 此條の第一項は如何ですか。答 これは、自分が行使ふ目的で、他人の印章や署名を偽造した者は、三年以下の懲役に處すると規定したのです。

他人ノ印章若クハ署名ヲ不正ニ使用シ又ハ偽造シタル印章若クハ署名ヲ使用シタル者亦同ジ

問 此第二項は如何ですか。答 これは他人の印章でも署名でも、不正當に使つたり、又は偽造の印章を押したり、署名を偽筆した者は、前の第一項と同じく三年以下の懲役に處すると規定したのです。

第六十八條 第六十四條第二項、第六十五條第二項、第六十六條第二項及前條第二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

問 此條は如何ですか。答 これは第六十四條第二項の御璽、國璽を使用した罪、第六十五條第二項の公務所公務員の印章署名を使用した罪、第六十六條第二項の公務所の記號を使った罪、前の第六十七條第二項の他人の印章署名を使用した罪は、其事を未だ仕遂げなくても罰する。決して免除はしないと規定したのです。

第二十章 偽證ノ罪

問 偽證とは如何いふことですか。答 これは裁判所から證人として呼び出されて、刑事被告人調への證人となつて、其事實を言はずに、虚偽の陳述を爲たことです。

第六十九條 法律ニ依リ宣誓シタル證人虚偽ノ陳述ヲ爲シタルトキハ三月以上十年以下ノ懲役ニ處ス

問 此條は如何ですか。答 これは、法律に依つて宣誓した證人が、虚偽の陳述をしたときには、三月以上十年以下の懲役に處すると規定したのです。問 宣誓した證人とは。答 これは證人として裁判所へ呼出されたれば、證據に立たせられる前に、證人に裁判官に向つて、決して虚偽は申しませぬと誓はせるのです。之を宣誓と言ひます。

第七十條 前條ノ罪ヲ犯シタル者證言シタル事件ノ裁判確定前又ハ懲戒處分前自白シタルトキハ其刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

問 此條は如何ですか。答 これは、前の第六十九條の罪を犯して虚偽を申立てた者でも、證言をした事件の裁判の確定前か、又は懲戒處分を申渡される前に、前の虚偽を言つたことを取消して、更に眞實の事と言ひかへたれば、其刑を減じて軽くするか、又は免除することがあると規定したのです。

第七十一條 法律ニ依リ宣誓シタル鑑定人又ハ通事虚偽ノ鑑定又ハ通譯ヲ爲シタルトキハ前二條ノ例ニ同ジ

問 此條は如何ですか。答 これは法律に依つて宣誓した鑑定人が、虚偽の鑑定を爲したり、通事(つうじん)が虚偽(いつはり)の通譯(つうやく)を爲たときには、前の第六十九條、第七十條の例と同じことで、虚偽(いつはり)の鑑定(かんてい)や通譯(つうやく)をしたれば、三月以上十年以下の懲役(ちやうえき)に處せられるし、自白(じやく)をして前の虚偽(いつはり)を取消(とりけ)したれば、其刑(そのけい)を減輕(かへ)するか、又は免除(めんじゆ)されるかがあるのです。

第二十一章 誣告ノ罪

問 誣告(おごく)とは何(なん)の事(こと)ですか。答 これは他人(たにん)を罪(つみ)に陥(おと)さうとして、罪無(つみな)い人(ひと)を罪(つみ)あると告訴(こくそ)することです。

第七十二條 人(ひと)ヲシテ刑事(けいじ)又ハ懲戒(ちやうがい)ノ處分(しよぶん)ヲ受ケシムル目的(もく)ヲ以テ虚偽(いつはり)ノ申告(しんこく)ヲ爲シタル者(もの)ハ第六十九條ノ例(れい)ニ同ジ

問 此條(このじょう)は如何(いか)ですが。答 これは、他人(たにん)に刑事(けいじ)の處分(しよぶん)を受けさせて罪人(ざいじん)にする目的(もく)か、又は懲戒(ちやうがい)處分(しよぶん)を受けさせる目的(もく)で、虚偽(いつはり)の申告(しんこく)を爲た者(もの)は、第六十九條(第六十九條)の例(れい)と同じ(おな)じことで、三月(さんげつ)以上十年(じゅうねん)以下の懲役(ちやうえき)に處(お)すと規定(きぎん)したのです。

第七十三條 前條(ぜんじょう)ノ罪(つみ)ヲ犯(おか)シタル者(もの)申告(しんこく)シタル事件(じけん)ノ裁判(さいぱん)確定(かてい)前(ぜん)又ハ懲戒(ちやうがい)處分(しよぶん)前(ぜん)自白(じやく)シタルトキハ其刑(そのけい)ヲ減輕(かへ)又ハ免除(めんじゆ)スルコトヲ得(え)得(え)

問 此條(このじょう)は如何(いか)ですか。答 これも偽證(ぎしやう)した者(もの)が、過ち(あやま)ちを後悔(こうかい)して自白(じやく)するのと同じ(おな)じことで、前の第七十二條(第七十二條)の誣告罪(おごくざい)を犯(おか)した者(もの)が、申告(しんこく)した事件(じけん)の裁判(さいぱん)確定(かてい)前(ぜん)に、又は懲戒(ちやうがい)處分(しよぶん)の前(ぜん)に、自白(じやく)して眞實(しんじつ)に更(あらた)まつたら、其刑(そのけい)を減輕(かへ)して輕(かろ)くするか、又は全(ぜん)く刑(けい)を免除(めんじゆ)することが出來(こ)ると規定(きぎん)したのです。

第二十二章 猥褻(わいせつ)姦淫(かんいん)及ビ重婚(じゆうこん)ノ罪

問 猥褻(わいせつ)とは能(よ)く聞(き)くことですが、これは男女(なんにょ)が交合(まじはり)することですか。答 否(いな)々(々)必ずしも交合(まじはり)することではありません。男女(なんにょ)の間の憤(あ)だつしを思(おも)はずに、厭(いや)らしいことを仕(し)かけることす。問 姦淫(かんいん)とは。答 これは交合(まじはり)することではあるが、女子(むすめ)が得心(ごくしん)で無(な)

いのに、男子から仕かけて交合することです。問 重婚とは。答 これは正式の妻を二人以上持つことです。何しろ配偶者は一人が定まりだのに、二人以上持つことです。問 若し女子が正式の夫を二人以上持つてば、矢張り重婚ですか。答 それは然うですが、實際先あ、そんな者はありません。

第七十四條 公然猥褻ノ行爲ヲ爲シタル者ハ科料ニ處ス

問 此條は如何ですか。答 これは、公然と人の見る前で、男が女に對して厭らしいことを仕かけて戯れた行爲を爲た者は科料に處すると規定したのです。花見の頃などに、男子が酒に酔つて、行かふ女子に抱き付くなどの事を見うけますが、彼の様なのも其一つです。問 男が女に戯れるばかりですか。答 いへく。女が男に戯れて、男に對して厭らしい行爲を爲るのも、然うですが、これは少なからうと思ひます。

第七十五條 猥褻ノ文書、圖畫其他ノ物ヲ頒布若クハ販賣シ又ハ

公然之ヲ陳列シタル者ハ五百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス販賣ノ

目的ヲ以テ之ヲ所持シタル者亦同ジ

問 此條は如何ですか。答 これは、厭らしいことを書いた書籍や印刷物や、圖畫を人に配つて呉つたり、若くは販賣たり、又は公然と人の見る所へ陳列べて見せた者は五百圓以下の罰金か、又は科料に處する。販賣目的で持つて居る者も同じく五百圓以下の罰金か、又は科料に處すると規定したので。問 猥褻の書籍といふと、先づ如何なものですか。答 厭らしい手紙の本。小説の如何はしいもの、人情本などの様なものです。問 圖畫といふと。問 春畫や、それに近い繪圖の印刷物ですな。

第七十六條 十三歳以上ノ男女ニ對シ暴行又ハ脅迫ヲ以テ猥褻ノ

行爲ヲ爲シタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス十三歳ニ滿タザル男女ニ對シ猥褻ノ行爲ヲ爲シタル者亦同ジ

問 此條は如何ですか。答 これは十三歳から上の男にでも女にでも對して、暴行をしかけたり、脅かし迫つて、厭らしいことを仕かけた者は、六月以上七年以下の懲役

に處する。十三歳に満たない男の兒にでも、女の兒にでも厭らしいことを仕かけた者も同じく六月以上七年以下の懲役に處すると規定したのです。

第一百七十七條

暴行又ハ脅迫ヲ以テ十三歳以上ノ婦女ヲ姦淫シタル

者ハ強姦ノ罪ト爲シ二年以上ノ有期懲役ニ處ス十三歳ニ滿タザル

婦女ヲ姦淫シタル者亦同ジ

問 此條は如何ですか。答 これば暴行又は脅迫して、怖がらせて、十三歳から上の

婦女を姦淫した者は強姦の罪として、二年以上の有期懲役に處する。十三歳に満たな

い婦女を姦淫したのも同じく二年以上の有期懲役に處すると規定したのです。

第一百七十八條

人ノ心神喪失若クハ抗拒不能ニ乘ジ又ハ之ヲシテ心

神ヲ喪失セシメ若クハ抗拒不能ナラシメテ猥褻ノ行爲ヲ爲シ又ハ

姦淫シタル者ハ前二條ノ例ニ同ジ

問 此條は如何ですか。答 これは男が女に對してとも、女が男に對してとも明文が

無いから、男女どちらにしても、人の心神が淫として氣ぬけがして居る者や、若くは

力が弱くて抗ひ拒ぐことが出来ないのを見すかして附け込んだり、又は相手に心神を

茫とさせたり氣が付かないやうにさせ若くは抗つて拒ぐことが叶はぬことにさせて、

猥褻らしい行爲を爲たり、又は姦淫した者は、前の第一百七十六條、第一百七十七條の例

と同じことで、猥褻の行爲を爲た者は、六月以上七年以下の懲役に處し、姦淫した者

は二年以上の懲役に處すると規定したのです。

第一百七十九條

前三條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

問 此條は如何ですか。答 前の第一百七十六條の猥褻の行爲を爲た者、第一百七十七條

の姦淫した者、第一百七十八條の猥褻の行爲を爲た者や、姦淫を爲た者の未だ仕遂げな

いことでも罰すると規定したのであります。

第一百八十條

前四條ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ズ

問 此條は如何ですか。答 前の四ヶ條の、猥褻の行爲を爲たことや、姦淫をしたこ

とや、又それ等の未遂罪は、被害者からの告訴を待つて罪を論ずるので、告訴が無け

れば論じないのであります。

第百八十一條 第百七十六條乃至第百七十九條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

問 此條は如何ですか。答 これは、第百七十六條から第百七十九條までの猥褻や姦淫の罪を犯して、それに因つて人を死なしたり、傷つかしたりした者は、無期懲役か、又は三年以上の懲役に處すると規定したのです。

第百八十二條 營利ノ目的ヲ以テ淫行ノ常習ナキ婦女ヲ勧誘シテ姦淫セシメタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

問 此條は如何ですか。答 これは金まうけをする目的で、淫行の常習の無い堅氣の婦女を勧め誘つて姦淫を爲せた者は、三年以下の懲役か、又は五百圓以下の罰金に處すると規定したのです。

第百八十三條 有夫ノ婦姦通シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ處ス其相姦シタル者亦同ジ

問 此條の第一項は如何ですか。答 これは夫のある婦女が、他の男と姦通したときには、二年以下の懲役に處する。其相手になつて姦通した男も同じく二年以下の懲役に處すると規定したのです。

前項ノ罪ハ本夫ノ告訴ヲ待テ之ヲ論ズ但本夫姦通ヲ縱容シタルトキハ告訴ノ効ナシ

問 此第二項は如何ですか。答 前の第一項の姦通の罪は、姦通をした婦女の本夫からの告訴を待て罪を論じる。併し姦通した婦女の夫が、妻に姦通したことを咎めずに、何事も言はずに一旦縱容して、意氣地なしの腰抜けであつたときには、もう告訴する効は無い。後で彼これ思つても仕方が無いこと、規定したのです。

第百八十四條 配偶者アル者重子テ婚姻シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ處ス其相姦シタル者亦同ジ

問 此條は如何ですか。答 これは、配偶者のある者が、夫ならば今一人以上の婦女と重ねて婚姻したり、妻ならば今一人以上の男子と重ねて婚姻したときには、二年以下の懲役に處する。其相手になつて婚姻した女でも、男でも、同じく二年以下の懲役に處すると規定したのです。

第二十三章 賭博及ヒ富籤ニ關スル罪

問 富籤の事は解いてますが、賭博といふのは何ですか。答 これは博奕です。

第百八十五條 偶然ノ輸贏ニ關シ財物ヲ以テ博戲又ハ賭事ヲ爲シタル者ハ千圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス但一時ノ娛樂ニ供スル物ヲ賭シタル者ハ此限ニ在ラズ

問 此條は如何ですか。答 これは、まぐれ當りの輸贏で、金や物を取やりする博戲を爲したり、又は勝負、成敗、いろく當て事の賭事を爲した者は、千圓以下の罰金か、又は科料に處する。併し、一時の娛樂に供る菓子などを賭けてした者は此限りでは無

いと規定したのです。

第百八十六條 常習トシテ博戲又ハ賭事ヲ爲シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

問 此條の第一項は如何ですか。答 これは、常に博奕をうつ習のある者で博戲を爲したり、又は賭事を爲した者は、三年以下の懲役に處すると規定したのです。

賭博場ヲ開張シ又ハ博徒ヲ結合シテ利ヲ圖リタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

問 此第二項は如何ですか。答 これは賭博場を開張したり、又は博奕を打つ者を結合めて、金利けしようとする者は三月以上五年以下の懲役に處すると規定したのです。

第百八十七條 富籤ヲ發賣シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

問 此條の第一項は如何ですか。答 これは富籤を發賣た者は二年以下の懲役か、又は三千圓以下の罰金に處すると規定したのです。

富籤發賣ノ取次ヲ爲シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

問 此第二項は如何ですか。答 富籤を賣る取次を爲た者は一年以下の懲役か、又は二千圓以下の罰金に處すると規定したのです。

前二項ノ外富籤ヲ授受シタル者ハ三百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

問 此第三項は如何ですか。答 これは前の第一項第二項の外で、富籤をたゞ授受した者でも、三百圓以下の罰金か又は科料に處すると規定したのであります。

第二十四章 禮拜所及墳墓ニ關スル罪

問 禮拜所とは如何な所ですか。答 これは拜む所で、神様の社や寺院の堂、其他尊んで拜む所一切のことです。問 墳墓と云ふのは。答 これは墓所です。

第百八十八條 神祠、佛堂、墓所其他禮拜所ニ對シ公然不敬ノ行爲アリタル者ハ六月以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

問 此條の第一項は如何ですか。答 これは、神様の社にでも、寺院の堂にでも、墓所にでも、其他教會堂、普通の家の内の神棚、佛壇などの、總て手を合せて拜むべき所に對して、公然と人の見る所で、不敬の行爲があつたときには、六月以下の懲役か、若くは六月以下の禁錮か、又は五十圓以下の罰金に處すると規定したのです。

説教、禮拜又ハ葬式ヲ妨害シタル者ハ一年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

問 此第二項は如何ですか。答 これは、説教して居る所でも、人が禮拜んで居る所でも、又は葬式の行列が行く所でも、それを妨害した者は、一年以下の懲役か、若く

は一年以下の禁錮か、又は百圓以下の罰金に處すると規定したのです。

第百八十九條

墳墓ヲ發掘シタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス

問 此條は如何ですか。答 これは墳墓を發掘いた者は二年以下の懲役に處すると規定したのです。

第百九十條

死體、遺骨、遺髪又ハ棺内ニ藏置シタル物ヲ損壞、遺棄又ハ領得シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

問 此條は如何ですか。答 これは、未だ焼きも埋みもしない死體でも焼いた遺骨でも、死人の遺髪でも、又は未だ焼きも埋みもしない棺桶の中に藏置してある物でも、損じさせ壞したり、遺棄たり、又は領得れた者は三年以下の懲役に處すると規定したのです。

第百九十一條

第百八十九條ノ罪ヲ犯シ死體、遺骨、遺髪又ハ棺内ニ藏置シタル物ヲ損壞、遺棄又ハ領得シタル者ハ三月以上五年以

下ノ懲役ニ處ス

問 此條は如何ですか。答 これは、第百八十九條の罪を犯して、墳墓を發掘いて、埋めてある死體でも、遺骨でも、遺髪でも、又は棺桶の中に藏置してあるものでも、損じさせ壞したり、遺棄たり、又は領得れたりした者は、三月以上五年以下の懲役に處すると規定したのです。

第百九十二條

檢視ヲ經ズシテ變死者ヲ葬リタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

問 此條は如何ですか。答 これは、檢視を経けずに變死した者を葬つた者は、五十圓以下の罰金か、又は科料に處すると規定したのである。

第二十五章 瀆職ノ罪

問 瀆職とは何の事ですか。答 これは公務員の部類の者が、役柄に無い醜ない、賄賂を取つたり、法律に觸れた不都合なことをしたことです。

第九十三條 公務員其職權ヲ濫用シ人ヲシテ義務ナキ事ヲ行ハシメ又ハ行フ可キ權利ヲ妨害シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

問 此條は如何ですか。答 これは、公務員が其役向の權利を濫りに用ゐて、人に義務の無い事を行せたり、又は張るべき權利を妨害して、權利を張らせない行為を爲た者は六月以下の懲役か、又は六月以下の禁錮に處すると規定したのです。

第九十四條 裁判、檢察、警察ノ職務ヲ行ヒ又ハ之ヲ補助スル者其職權ヲ濫用シ人ヲ逮捕又ハ監禁シタルトキハ六月以上七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

問 此條は如何ですか。答 これは、裁判官が裁判を爲て、檢察官が檢察を爲て、警察官が警察の職務を行つても、又は夫等の役向を補助する者でも、其職務の權利を濫りに用ゐて、人を逮捕して縛つたり、又は一處へ監禁めたときには、六月以上七年以下の懲役か、又は六月以上七年以下の禁錮に處すると規定したのです。

第九十五條 裁判、檢察、警察ノ職務ヲ行ヒ又ハ之ヲ補助スル者其職務ヲ行フニ當リ刑事被告人其他ノ者ニ對シ暴行又ハ陵虐ノ行爲ヲ爲シタルトキハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

問 此條は如何ですか。答 これは、裁判官が裁判をする職務で、檢察官が檢察をする職務で、警察官が警察をする職務で、又は夫等を補助する者でも、其職務を行つに當つて、刑事被告人に、其他の者に對して、暴行を爲たり、又は陵虐たときには、三年以下の懲役か、又は三年以下の禁錮に處すると規定したのです。

法令ニ因リ拘禁セラレタル者ヲ看守又ハ護送スル者被拘禁者ニ對シ暴行又ハ陵虐ノ行爲ヲ爲シタルトキ亦同ジ

問 此第二項は如何ですか。答 これは、法令に因つて監獄に拘禁られて居る者を、監獄官吏たる看守や、又は護つて送る者が、其拘禁へられて居る者に對して暴行を爲

たり、又は陵虐めたときには、前の第一項と同じく、三年以上の懲役か、又は三年以上の禁錮に處すると規定したのです。

第九十六條

前二條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

問 此條は如何ですか。答 これは、前の第九十四條の逮捕又は監禁の罪を犯し、又第九十五條の暴行、又は陵虐の罪を犯したに因つて、人を死なしたり、傷つたりさせられた者は、傷害の罪に比較べて、重い方に從つて處斷ると規定したのです。

第九十七條

公務員又ハ仲裁人其職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若クハ約束シタルトキハ二年以上ノ懲役ニ處ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲サザルトキハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

問 此條の第一項は如何ですか。答 これは、公務員が其職務に關してでも、法律上の仲裁人が其職務に關して、賄賂を受けたり、又は賄賂を興れると要求したり、若くは賄賂を贈る受けると約束したときには、三年以上の懲役に處する。これに因つて不正の行爲を爲したり、又は相當の行爲を爲なかつたれば、一年以上十年以下の懲役に處すると規定したのです。問 不正の行爲とは。例へば賄賂を贈つた者に利益になるやうに事を曲げる事で、つまり賄賂を贈らない者に利益を興へることです。問 相當の行爲を爲ないのは。答 これは前の反對で、賄賂を贈らない者に不相當な事を仕向けて、不利益を受けさせて、これもつまり賄賂を贈つた者に利益を得させる行爲であります。

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス若シ其全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其價額ヲ追徴ス

問 此第二項は如何ですか。答 これは、前の第一項の場合に、收受つた賄賂は沒收する。若し其全部でも、又は一部通りでも沒收することが出来ないときには、其價額の金を後から取り立てると規定したのです。問 沒收することが出来ないとは、如何云

ふ場合ですか。答 これは金銭でも物品でも、又は金銭と物品と雜せても賄賂として、取つて、金銭は使つてしまひ、物品は賣つて手許に無くした場合です。依て没收
けることが出来ないのです。

第九十八條 公務員又ハ仲裁人ニ賄賂ヲ交付、提供又ハ約束シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

問 此條の第一項は如何ですか。答 これは、公務員にても、法律上の仲裁人にても、賄賂を交付すか、提供すか、又は差上ませう受けませうと互ひに取やりの約束をした者は、三年以下の懲役か、又は三百圓以下の罰金に處すると規定したのです。

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

問 此第二項は如何ですか。答 これは、前の第一項の罪を犯した者が、其筋へ自首して出たときには、其刑を減じて軽くするか、又は免除することが出来るかと規定したのです。

第二十六章 殺人ノ罪

問 殺人とは何ですか。答 人殺しであります。

第九十九條 人ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ三年以上ノ懲役ニ處ス

問 此條は如何ですか。答 人を殺した者は、死刑か、又は無期懲役か、若くは三年以上の懲役に處すると規定したのです。

第一百條 自己又ハ配偶者ノ直系尊屬ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス

問 此條は如何ですか。答 これは、自分の直系尊屬でも、又は配偶者の直系尊屬でも殺した者は、死刑か、又は無期懲役に處すると規定したのです。問 配偶者とは。答 これは夫婦の者が互ひに、其一方の相手を言ふことで、夫から見れば妻が配偶者

で、妻から見れば夫が配偶者です。答 直系尊属とは、答 これは自分より上へ眞直ぐに上る直系の尊い親屬といふことで、父、母、祖母、祖母、曾祖父、曾祖母、是等に當る人であります。

第二百一一條 前二條ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ其豫備ヲ爲シタル者ハ二
年以下ノ懲役ニ處ス但情狀ニ因リ其刑ヲ免除スルコトヲ得

問 此條は如何ですか。答 これは前の第九十九條の、一般の人を殺す罪、又は第
二百條の尊属を殺す罪を犯す目的で、其豫備を爲た者は、二年以下の懲役に處する。
併しそれを爲た情を察して、情狀に因つて其刑を免除することが出來ると規定したので
あります。

第二百二條 人ヲ教唆若クハ幫助シテ自殺セシメ又ハ被殺者ノ囑託
ヲ受ケ若クハ其承諾ヲ得テ之ヲ殺シタル者ハ六月以上七年以下ノ
懲役又ハ禁錮ニ處ス

問 此條は如何ですか。答 これは人に教へ唆めて自殺させるか。若くは幫助つて自
殺させるか、又は殺される者の囑託を受けて殺すか、若くは人に殺しても承知だと承
諾を得て其人を殺すかした者は、六月以上七年以下の懲役か、又は六月以上七年以下
の禁錮に處すると規定したのです。問 頼まれても殺される者が承知でも人は殺せま
せんか。答 無論然うです。

第二百三條 第九十九條、第二百條及ビ前條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

問 此條は如何ですか。答 これは、第九十九條の人殺しや、第二百條の尊属殺し
や、前の第二百二條の、人を教唆へて自殺させたり、幫助つて自殺させたり、囑託を
受けたり、承諾を得たりして人を殺すに、未だ仕遂げない罪でも罰する。決して免除
されない規定したのです。

第二十七章 傷害ノ罪

問 傷害とは如何したことですか。答 これは、人に傷つけて害を加へることです。

第二百四條 人ノ身體ヲ傷害シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ五百圓

以下ノ罰金若クハ科料ニ處ス

問 此條は如何ですか。答 これは、人の身体を傷つけて害した者は、十年以下の懲役か、又は五百圓以下の罰金か、若くは科料に處すると規定したのです。

第二百五條

身體傷害ニ因リ人ヲ死ニ致シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス

第二百五條

問 此條の第一項は如何ですか。答 これは、身体を傷つけて害したに因つて、人を死なした者は、二年以上の有期懲役に處すると規定したのです。

自己又ハ配偶者ノ直系尊屬ニ對シテ犯シタルトキハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

問 此第二項は如何ですか。答 これは前の第一項の身体を傷つけて害したに因つて其人を死ぬることに致した罪を、自己の直系尊屬にでも、配偶者の直系尊屬にでも對して犯したときには、これは重くて、無期懲役か、又は三年以上の懲役に處すると規定したのです。

定したのです。直系尊屬のわけは、前の第二百條の講義にあるから、それを見れば解ります。

第二百六條

前二條ノ犯罪アルニ當リ現場ニ於テ勢ヲ助ケタル者ハ自ラ人ヲ傷害セズト雖モ一年以下ノ懲役又ハ五十圓以下ノ罰金若クハ科料ニ處ス

問 此條は如何ですか。答 これは前の第二百四條と第二百五條との、傷害の罪や、傷害に因つて人を死なした犯罪があるに當つて、其現場で勢ひを助けた者は、自己は人を傷つけ害はなくても、一年以下の懲役か、又は五十圓以下の罰金か、若くは科料に處すると規定したのです。

第二百七條

二人以上ニテ暴行ヲ加ヘ人ヲ傷害シタル場合ニ於テ傷害ノ輕重ヲ知ルコトヲ能ハズ又ハ其傷害ヲ生ゼシメタル者ヲ知ルコト能ハザルトキハ共同者ニ非ズト雖モ共犯ノ例ニ依ル

問 此條は如何ですか。答 これは、二人以上で暴行をしかけて、人を傷つけた場合に、傷害の軽い重いを知ることが出来ず、又は其傷害を生へた者を誰とも知ることが出来ないときには、二人以上の者が皆々斬つたのでも突いたのでも、擲つたのでも無くても、共に暴行を加へた者は共犯の例に依つて共に犯した者として處斷すると規定したのです。

第二百八條 暴行ヲ加ヘタル者人ヲ傷害スルニ至ラザルトキハ一年以下ノ懲役若クハ五十圓以下ノ罰金又ハ拘留若クハ科料ニ處ス

問 此條の第一項は如何ですか。答 これは暴行を仕かけた者でも、人を傷つけ害するに至らなかつたら、一年以下の懲役か、若くは五十圓以下の罰金か、又は拘留か、若くは科料に處すると規定したのです。

前項ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ズ

問 此第二項は如何ですか。答 此條の第一項の罪は、被害者が告訴するのを待つて罪を論じると規定したのです。

第二十八章 過失傷害ノ罪

問 過失傷害とは如何ですか。答 これは、人を傷つけるつもりで無く、過失で人を傷つけたと云ふことです。

第二百九條 過失ニ因リ人ヲ傷害シタル者ハ五百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

問 此條の第一項は如何ですか。答 これは人を傷つける意は無く、過失で人を傷つけた者は、五百圓の罰金か、又は科料に處すると規定したのです。

前項ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ズ

問 此第二項は如何ですか。答 前の第一項の罪は、加害者からの告訴を待つて論じると規定したのです。

第二百十條 過失ニ因リ人ヲ死ニ致シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

問 此條は如何ですか。答 これを人を死なすつもりは無く、過失に因つて人を死なした者は、千圓以下の罰金に處すると規定したのです。

第二百一十一條

業務上必要ナル注意ヲ怠リ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ三年以下ノ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

問 此條は如何ですか。答 これは自己が業務上で注意を爲なければならぬのに、其必要の注意を怠つて、怠つたに因つて人を死なしたり、傷ついたりさせた者は、三年以下の禁錮か、又は千圓以下の罰金に處すると規定したのです。問 業務上必要の注意を怠つた例は、例へば如何な事ですか。答 これは鐵道の踏切の番人が、汽車が通るときに、踏切の往來を止めることを怠つたり、電車の車掌が注意の喇叭を吹かなかつたりして、人を轢殺したり傷つかしたりしたことが是れです。

第二十九章

墮胎ノ罪

問 墮胎とは何の事ですか。答 これは婦女が胎に居る兒を生まずに、胎に居るうちに、墮胎する者に頼んで、手術で墮して貰つたり、又は墮し藥を飲んで墮して死なすこととであります。

第二百十二條

懷胎ノ婦女藥物ヲ用ヒ又ハ其他ノ方法ヲ以テ墮胎シタルトキハ一年以下ノ懲役ニ處ス

問 此條は如何ですか。答 これは、懷胎の婦女が、墮し藥を服んだり、又は其他の方法で、胎兒を墮したときには、一年以下の懲役に處すると規定したのです。

第二百十三條

婦女ノ囑託ヲ受ケ又ハ其承諾ヲ得テ墮胎セシメタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

問 此條は如何ですか。答 これは懷胎婦女の囑託を受けて、又は懷胎婦女に兒を墮してもよいとの承諾を得て、墮胎を爲せた者は、二年以下の懲役に處する。これに因つて其懷胎婦女を死なしたり、傷つかした者は、三月以上五年以下の懲役に處す

ると規定したのです。

第二百十四條 醫師、産婆、藥劑師又ハ藥種商婦女ノ囑託ヲ受ケ又ハ其承諾ヲ得テ墮胎セシメタルトキハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス因テ婦女ヲ死傷ニ致シタルトキハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

問 此條の第一項は如何ですか。答 これは、醫者でも、産婆でも、藥劑師でも、又は藥種商でも、懷胎婦女の囑託を受けたり、又は其懷胎婦女が兒を墮して呉れてもよゝいと承諾を得て兒を墮させたときには、三月以上五年以下の懲役に處する。それに因つて婦女を死なしたり、傷つかしたりさせたときには、六月以上七年以下の懲役に處すると規定したのです。

第二百十五條 婦女ノ囑諾ヲ受ケズ又ハ其承諾ヲ得ズシテ墮胎セシメタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

問 此條の第一項は如何ですか。答 これは懷胎婦女の囑託も受けず、又は其承諾も得ずに兒を墮させた者は、六月以上七年以下の懲役に處すると規定したのです。

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

問 此第二項は如何ですか。答 これは、前の第一項の兒おろしを未だ仕遂げない者でも免除しはしないで、罰すると規定したのです。

第二百十六條 前條ノ罪ヲ犯シ因テ婦女ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

問 此條は如何ですか。答 これは、前の第二十五條の兒おろしの罪を犯して、それに因つて懷胎婦女を死なしたり、傷ついたりさせた者は、傷害の罪に比較べて、重い方に從つて處斷ると規定したのです。

第三十章 遺棄ノ罪

問 遺棄とは如何云ふ事ですか。答 これは、老人や、子供や、不具者や、病人など

を構はずに捨て、置いて、世話を爲さないことでありませう。

第二百十七條 老幼、不具又ハ疾病ノ爲メ扶助ヲ要ス可キ者ヲ遺棄

シタル者ハ一年以下ノ懲役ニ處ス

問 此條は如何ですか。答 これは、老人でも、子供でも、不具者でも、又は病人であつて扶助が要る者を棄てた者は、一年以下の懲役に處すると規定したのです。

第二百十八條 老幼、幼者、不具者又ハ病者ヲ保護ス可キ責任アル

者之ヲ遺棄シ又ハ其生存ニ必要ナル保護ヲ爲サザルトキハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

問 此條の第二項は如何ですか。答 これは、老人でも、子供でも、不具者でも、又は病人でも、保護をすべき責任のある者が遺棄と構はなんだり、又は生存らへるのに必要の保護を爲なかつたときには、三月以上五年以下の懲役に處すると規定したのです。

自己又ハ配偶者ノ直系尊屬ニ對シテ犯シタルトキハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

問 此第二項は如何ですか。答 これは、前の第一項の罪を、自己の直系尊屬にでも、又は配偶者の直系尊屬にでも對して犯したときには、六月以上七年以下の懲役に處すると規定したのです。

第二百十九條 前二條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

問 此條は如何ですか。答 これは前の第二百十七條、第二百十八條の罪を犯して、それに因て、人を死なしたり、傷つかしたりさせた者は、傷害の罪に比較べて、重い方に從つて處斷ると規定したのです。

第三十一章 逮捕及ビ監禁ノ罪

問 逮捕とは何の事ですか。答 これは人を捕へて細かける事です。問 監禁とは。

答 これは室の内に押込めて置くことです。

第二百二十條 不法二人ヲ逮捕又ハ監禁シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

問 此條は如何ですか。答 これは、法律に因る事でも無いのに、人を捕へたり、又は監禁めた者は、三月以上五年以下の懲役に處すると規定したのです。

自己又ハ配偶者ノ直系尊屬ニ對シテ犯シタルトキハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

問 此第二項は如何ですか。答 これは、前の第一項の罪を、自己の直系尊屬にでも配偶者の直系尊屬にでも對して犯したときには、六月以上七年以下の懲役に處すると規定したのです。

第二百二十一條 前條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

問 此條は如何ですか。答 これは、前の第二百二十條の、逮捕、又は監禁の罪を犯してそれに因て人を死なしたり、傷つかしたりさせた者は、傷害の罪に比較べて重い方に從つて處斷ると規定したのです。

第三十二章 脅迫ノ罪

問 脅迫とは何の事ですか。答 これは人に脅らして迫ることです。

第二百二十二條 生命、身體、自由、名譽又ハ財産ニ對シ害ヲ加フ可キコトヲ以テ人ヲ脅迫シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

問 此條の第一項は如何ですか。答 これは、生命に對して、も、身體に對して、も、自由の思想に對して、も、名譽に對して、も、又は財産に對して、も、是等に害を加へること人脅迫した者は、一年以下の懲役か、又は百圓以下の罰金に處すると規定したのです。